



十和田市地域防災計画

— 火山災害対策編 —

十和田市防災会議

目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の構成	1
第4節	各機関の実施責任	1
第5節	市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第6節	市の自然的・社会的条件	1
第7節	市に關係する活火山	2
第8節	火山災害の想定	5

第2章 防災組織

第1節	十和田市防災会議	12
第2節	配備態勢	12
第3節	十和田市災害対策本部	12
第4節	災害対策本部に準じた組織	12
第5節	防災関係機関等の災害対策組織	12
第6節	火山防災協議会	12

第3章 災害予防計画

第1節	調査研究及び監視観測の推進	13
第2節	業務の継続性の確保	13
第3節	防災業務施設、設備等の整備	13
第4節	青森県防災情報ネットワーク	13
第5節	火山地域における土砂災害対策事業	13
第6節	自主防災組織等の確立	13
第7節	防災教育及び防災思想の普及	14
第8節	企業防災の促進	15
第9節	防災訓練	15
第10節	避難対策	15
第11節	登山者・観光客等の安全確保対策	17
第12節	災害備蓄対策	18
第13節	要配慮者等安全確保対策	18
第14節	防災ボランティア活動対策	18
第15節	文教対策	18
第16節	警備対策	18
第17節	交通施設対策	18
第18節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	18
第19節	複合災害対策	18

第4章 災害応急対策計画

第1節	噴火警報等の収集及び伝達	19
第2節	情報収集及び被害等報告	26
第3節	通信連絡	26
第4節	災害広報・情報提供	26
第5節	自衛隊災害派遣要請	26
第6節	広域応援	26
第7節	航空機運用	26
第8節	避難	26
第9節	消防	38
第10節	救出	38
第11節	食料供給	38
第12節	給水	38
第13節	応急住宅供給	38
第14節	遺体の搜索、処理、埋火葬	38
第15節	障害物除去	38
第16節	被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	39
第17節	医療、助産及び保健	39
第18節	被災動物対策	39
第19節	輸送対策	39
第20節	労務供給	39
第21節	防災ボランティア受入・支援対策	39
第22節	防疫	39
第23節	廃棄物等処理及び環境汚染防止	39
第24節	金融機関対策	39
第25節	文教対策	39
第26節	警備対策	39
第27節	交通対策	39
第28節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	39
第29節	石油燃料供給対策	39

第5章 災害復旧対策計画

第1節	公共施設災害復旧	40
第2節	民生安定のための金融対策	40
第3節	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	40

第6章 繼続災害への対応方針

第1節	避難及び安全確保対策	40
第2節	避難指示等の解除及び一時立入等の対応	41
第3節	被災者の生活支援対策	41

第1章 総則

第1節 計画の目的

風水害等災害対策編第1章第1節参照

第2節 計画の性格

この計画は、火山災害に係る十和田市の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。なお、風水害等防災計画及び地震防災計画は別編とする。

- 1 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、市域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部的事項については、十和田市災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- 3 火山災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要な都度修正するものである。
- 4 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定により、この計画に定めるべき事項については火山防災協議会の意見を踏まえて規定するものである。
- 5 本計画中、特に対象とする火山の記載のない事項は、各火山災害警戒地域に共通する事項とする。
- 6 十和田市及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

- 1 防災組織（第2章）
防災対策の実施に万全を期するため、市並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。
- 2 災害予防計画（第3章）
火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。
- 3 災害応急対策計画（第4章）
火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。
- 4 災害復旧対策計画（第5章）
被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、市及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。
- 5 繙続災害への対応方針（第6章）
火山噴火が長期化した場合に講じるべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

風水害等災害対策編第1章第4節参照

第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

風水害等災害対策編第1章第5節参照

第6節 市の自然的・社会的条件

風水害等災害対策編第1章第6節参照

第7節 市に關係する活火山

活動火山対策特別措置法の規定により、本市は、八甲田山・十和田の火山災害警戒地域に指定されている。八甲田山・十和田については、活火山（火山噴火予知連絡会では概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山を活火山と定義している。）に選定されている。概ね過去1万年以内に噴火した火山であり、有史以降の噴火の記録があるのは十和田である。八甲田山・十和田は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定され、仙台管区気象台において常時観測を行っている。

1 八甲田山（常時観測火山）

(1) 位置

北緯 $40^{\circ} 39' 32''$ 東経 $140^{\circ} 52' 38''$ 標高1,585m (大岳) (三角点・八甲田山)

(2) 概要

八甲田山は、青森県中央部に位置し、少なくとも17以上の成層火山や溶岩ドームからなり、南北2群に区分される。北群は北八甲田火山群、南群は南八甲田火山群と呼ばれる。それぞれの活動時期は、前者が約40万年前～現在、後者が約110～30万年前である。北八甲田火山群の最高峰である大岳南西山麓の酸ヶ湯～地獄沼付近には噴気孔が点在する。北八甲田火山群の直下～北東には、約100～40万年前に発生した複数回の大規模火碎流噴火によって形成された直径約9kmの八甲田カルデラが存在する。

(3) 噴火活動史

①過去1万年間の噴火活動

最近6000年間に北八甲田火山群で少なくとも8回の噴火活動があり、水蒸気噴火やブルカノ式噴火が発生した。8回の活動のうち、4回が大岳山頂部、1回がおそらく大岳からの噴火、最新の3回は大岳南西麓の地獄沼での噴火である。地獄沼では、西暦915年の十和田火山灰の堆積以降の13～14世紀に1回、15～17世紀に2回の水蒸気噴火が発生している。

噴火年代	噴火場所	噴火様式	主な現象・マグマ噴出量
紀元前2800年	大岳山頂	マグマ噴火→水蒸気噴火 →マグマ噴火	火碎物降下。 マグマ噴出量:0.002 DRE km ³
紀元前2200年	大岳山頂	水蒸気噴火→マグマ噴火	火碎物降下。 マグマ噴出量:0.003 DRE km ³
紀元前1100年	大岳山頂	マグマ噴火	火碎物降下。 マグマ噴出量:0.0001 DRE km ³
0年	大岳山頂	水蒸気噴火	火碎物降下。
500年	大岳山頂	水蒸気噴火	火碎物降下。
1,300年←→1,400年	地獄沼	水蒸気噴火	火碎物降下。
1,400年←→1,600年	地獄沼	水蒸気噴火	火碎物降下。
1,400年←→1,600年	地獄沼	水蒸気噴火	火碎物降下。

※噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(独)産業技術総合研究所の活火山データベース(工藤・星住,2006-)を参考に、文献の追記を行った。

A←→B:A年からB年までの間のどこかで起こった噴火イベント

※マグマ噴出量(DREkm)は、マグマ噴火およびマグマ水蒸気噴火による総噴出物を、マグマの容積に換算したもの。

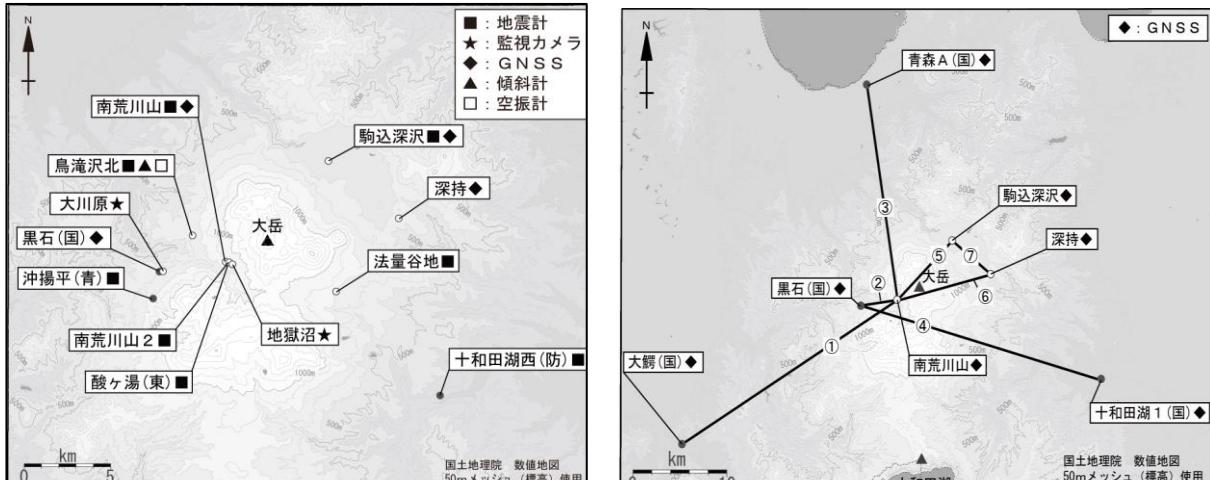
②有史以降の火山活動

現在は、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められていないものの、東日本大震災以降、八甲田山山頂付近を震源とする火山性地震の増加や小さな膨張性の地殻変動が観測され、平成25年4月から7月にかけて大岳山頂直下付近を震源とする火山性地震が増加していた。また、過去には火山ガスによる死亡事故が発生している。(平成9年及び平成22年)

年代	現象	活動経過・被害状況等
1986(昭和61)年	地震	北西山麓で地震多発。8月10日～12日。 最大は10日17:50、M4.8、八甲田温泉、酸ヶ湯(すかゆ)等で有感、萱野茶屋等で軽微な被害。
1997(平成9)年	火山ガス	7月12日。北東山麓の田代平で、窪地内に滞留していた炭酸ガスにより、レンジャー訓練中の陸上自衛隊員3名が死亡。
2010(平成22)年	火山ガス	6月20日。酸ヶ湯付近で、火山性ガス(硫化水素)によって、山菜採りの女子中学生が死亡。
2011(平成23)年	地震	3月～東北地方太平洋沖地震(3月11日)以降、八甲田山周辺で地震が増加した状態で経過。
2013(平成25)年	地震・地殻変動	2月以降、大岳山頂直下付近等で微小な火山性地震が増加。2月頃～10月頃山体の膨張を示す地殻変動。

八甲田山の概要及び噴火活動史は「日本活火山総覧（第4版）」より引用

(4) 観測点配置図



八甲田山観測点配置図

八甲田山GNSS観測点配置図

【凡例】小さな白丸（○）は気象庁、小さな黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置
 (国) : 国土地理院 (東) : 東北大学 (防) : 防災科学技術研究所 (青) : 青森県

2 十和田（常時観測火山）

(1) 位置

北緯 $40^{\circ} 27' 34''$ 東経 $140^{\circ} 54' 36''$ 標高 690m (御倉山) (三角点・小倉山)
 北緯 $40^{\circ} 30' 37''$ 東経 $140^{\circ} 52' 48''$ 標高 1,011m (御鼻部山) (三角点・膳棚)

(2) 概要

先カルデラ成層火山群、十和田カルデラ、後カルデラ成層火山・溶岩ドームからなる。約20万年前から活動を開始し、玄武岩質安山岩～ディサイト質の度重なる溶岩の流出と爆発的噴火によって先カルデラ成層火山群が形成された。その後、約5万5千年前頃からカルデラ形成期に入り、それまでより規模の大きなプリニ一式・マグマ水蒸気噴火を繰り返すようになった。比較的規模の大きな火碎流噴火は少なくとも3回発生した。約5万5千年前には安山岩～ディサイト質の奥瀬火砕流、約3万6千年前には流紋岩質の大不動火碎流、約1万5千年前にはディサイト～流紋岩質の八戸火碎流が発生し、これらの噴火の結果、直徑約11kmの十和田カルデラが形成された。後カルデラ期では、約1万5千年～1万2千年前の間に、カルデラ内南部において断続的な溶岩の流出と爆発的噴火が発生し、小型の玄武岩質安山岩～安山岩質成層火山(五色岩火山)が形成された。その後、主にディサイト～流紋岩マグマの活動へと移行し、西暦915年までの間に少なくとも8回の爆発的噴火を行い、五色岩火山の山頂部に直径3kmの中湖火口(現在2つの半島に囲まれている中湖(なかのうみ))が形成された。また、後カルデラ期においては、御倉山(おぐらやま)溶岩ドームと御門石(みかどいし)溶岩ドームが形成された。御倉山溶岩ドームは、約7600年前に五色岩火山北東山腹で発生したマグマ水蒸気噴火に引き続いて形成された。御門石溶岩ドームは大部分が湖中に没しているため、その形成時期については未詳であるが、後カルデラ期を通じたマグマ組成の時間変化傾向から、12000年前～2800年前の間のいずれかの時期に形成されたと推定されている。

(3) 噴火活動史

①過去1万年間の噴火活動

15000年前の大規模噴火によって、現在見られる十和田カルデラの原形が形成された。カルデラ形成後、玄武岩質安山岩～安山岩質マグマによる断続的な噴火活動が約4000年間にわたって継続し、五色岩火山が形成された。その後、約11000年前からはディサイト～流紋岩マグマの活動が主体となり、現在までに少なくとも8回の爆発的噴火が発生した。そのうち約7600年前の噴火では、五色岩火山の北東山腹で噴火が発生し、マグマ水蒸気噴火に引き続いて御倉山溶岩ドームが形成された。最新の噴火は、約1000年前の平安時代(古文書によると西暦915年)に発生し、プリニ一式噴火・マグマ水蒸気噴火による降下火砕物・火砕サージの後、火砕流(毛馬内(けまない)火砕流)が発生した。

噴火年代	噴火場所	噴火様式	主な現象・マグマ噴出量
紀元前8300年	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火?	夏坂スコリア、樅山火山灰:火砕物降下。 マグマ噴出量:0.37 DRE km ³ 。
紀元前7300年	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	南部軽石:火砕物降下→貝守火山灰:火砕物降下・火砕サージ。 マグマ噴出量:0.54 DRE km ³ 。
紀元前6300年	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	小国軽石、中ノ沢火山灰:火砕物降下。 マグマ噴出量:0.16 DRE km ³ 。
紀元前5600年	御倉山	マグマ水蒸気噴火→マグマ噴火	戸来火山灰:火砕物降下→御倉山溶岩ドーム。 マグマ噴出量:0.29 DRE km ³ 。
紀元前4200年	中湖	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	中折軽石、金ヶ沢軽石:火砕物降下→宇樽部火山灰:火砕物降下・火砕サージ。 マグマ噴出量:2.5 DRE km ³ 。
紀元前800年	中湖	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	迷ヶ平軽石、惣辺火山灰:火砕物降下。 マグマ噴出量:0.35 DRE km ³ 。

※ 噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(国研)産業技術総合研究所の活火山データベース(工藤・星住,2006-)を参考に、文献の追記を行った。

※ マグマ噴出量(DRE km³)は、マグマ噴火およびマグマ水蒸気噴火による総噴出物を、マグマの容積に換算したもの。

②有史以降の火山活動(▲は噴火年を示す)

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲915(延喜14)年	マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火(泥流発生)	大湯軽石・火山灰:火碎物降下・火碎サージ→毛馬内火碎流:火碎流、泥流。噴火場所は中湖1.4。噴火のクライマックスは8月17日と推定される。マグマ噴出量は2.1 DRE km ³ 。(VEI5)

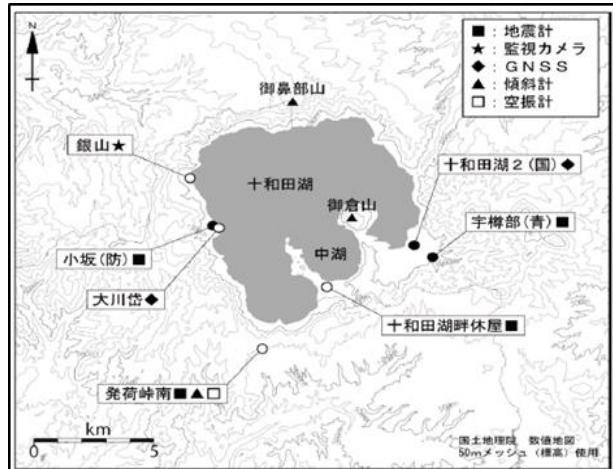
※ 噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(国研)産業技術総合研究所の活火山データベース(工藤・星住, 2006-)を参考に、文献の追記を行った。

※ マグマ噴出量(DRE km)は、マグマ噴火およびマグマ水蒸気噴火による総噴出物を、マグマの容積に換算したもの。

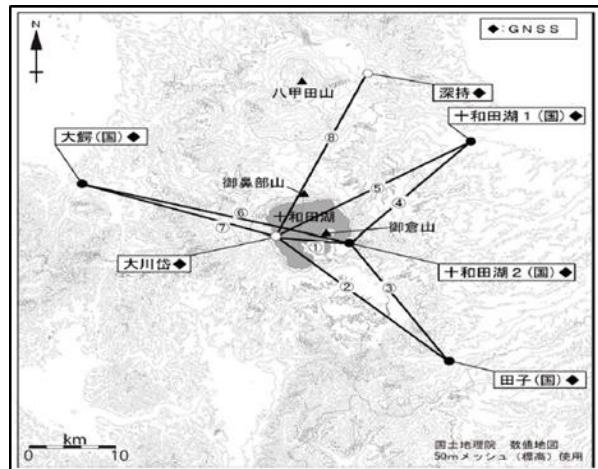
※ VEI(火山爆発指数)は、落下火碎物の量から規模を推定するものであり、溶岩ドーム等や溶岩流の噴出物量は含まれないことに留意が必要である。」

十和田の概要及び噴火活動史は「日本活火山総覧(第4版)」より引用

(4) 観測点配置図



十和田観測点配置図



十和田GNSS観測点配置図

【凡例】小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置
(国) : 国土地理院 (防) : 防災科学技術研究所 (青) : 青森県

第8節 火山災害の想定

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

1 主な火山現象

火山活動に伴い生じる火山現象は多岐に渡り、火山災害の要因となる主な火山現象及び特徴については下表のとおりである。

想定される 主な現象	火山現象等の特徴
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 20~30 cm 以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2~4 km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等の死傷や建造物が破壊される災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。
小さな噴石・火山灰（降灰）	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から10 km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
溶岩流（溶岩ドーム）	マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象のこと。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。また、粘性の高いマグマが噴出したため、溶岩が遠くに流れずドーム状の丘となつたものが溶岩ドームである。
火碎流	火碎流は岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、地表に沿って高速で流れ下る現象のこと。場合によってはその速度が 100 km/h を超えることもあるため、発生を確認してから避難を開始しても間に合わない可能性が高い。数百°Cと高温なため、巻き込まれた場合に生命の危険が生じる。また、火災のおそれもある。
火碎サージ	火碎サージは火碎流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く高速で流れ下るという点では変わらない。水蒸気噴火で発生する火碎サージはマグマ噴火で発生する火碎流と比べて温度が低いが、100°C近くになることもありうる。
融雪型火山泥流	噴火に伴い火口周辺の積雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。
火口噴出型泥流	噴火に伴い火口から地下水が直接泥流となって流れ出すものを火口噴出型火山泥流（熱泥流）という。
火口湖決壊型泥流	噴火に伴い湖や沼（八甲田山では地獄沼をいう）の水があふれ出て土砂や泥を巻き込んで流れ下る現象。
降灰後の降雨による土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰と多量の雨水が混合して流れ下る現象のこと。火山噴出物が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
火山ガス	火山活動により地表に噴出する高温のガスのこと。火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している（八甲田山では平成 9 年及び平成 22 年に死亡事故発生）。
空振	噴火などによって周囲の空気が振動して衝撃波となって大気中に伝播する現象のこと。爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。

出典：気象庁HP 主な火山災害

2 各火山における火山現象及び影響範囲の想定

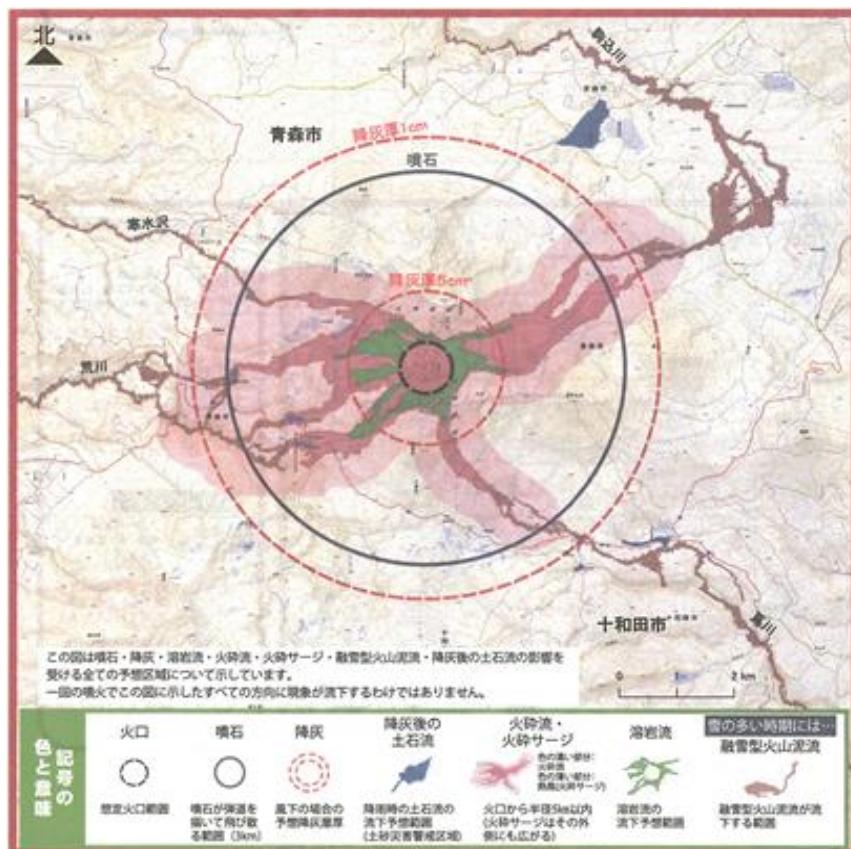
火山現象及び影響範囲の想定については、以下のとおり火山防災マップに定める。想定される噴火様式や火山活動の推移とそれに伴う現象については、各火山噴火シナリオに定める。

(1) 八甲田山

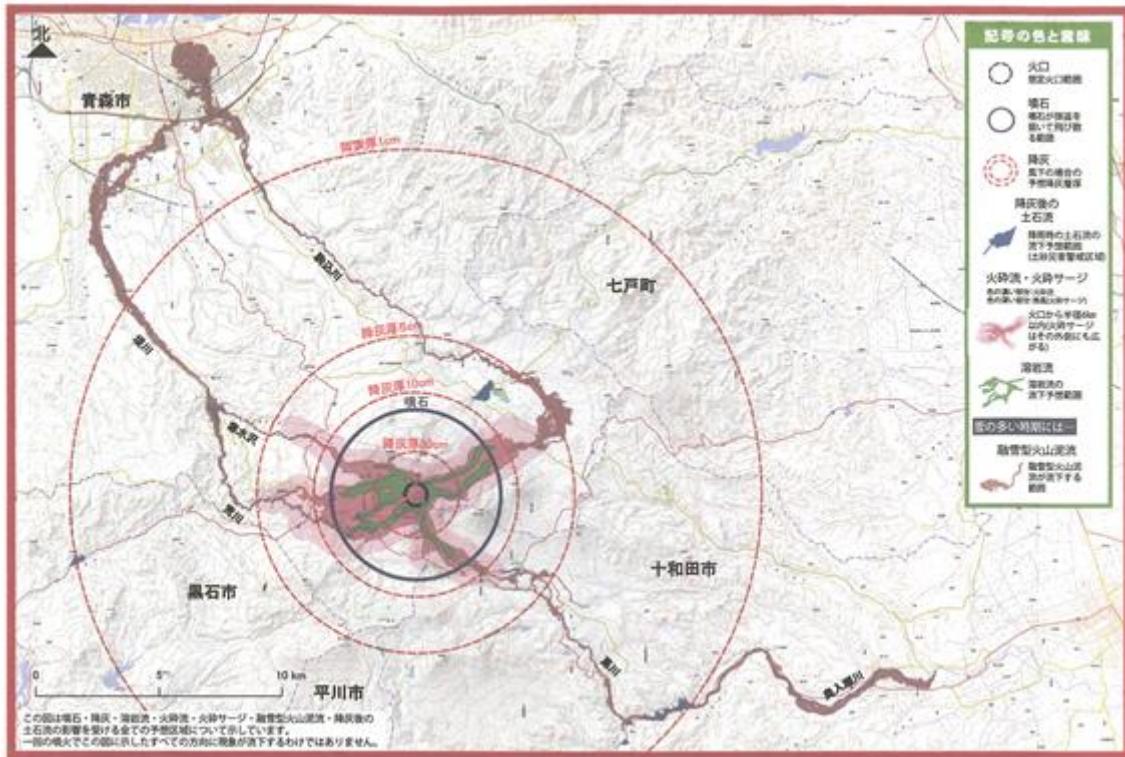
ア 水蒸気噴火の場合(大岳 小規模噴火)



イ マグマ噴火の場合(大岳 中規模噴火)



ウ マグマ噴火の場合(大岳 大規模噴火)



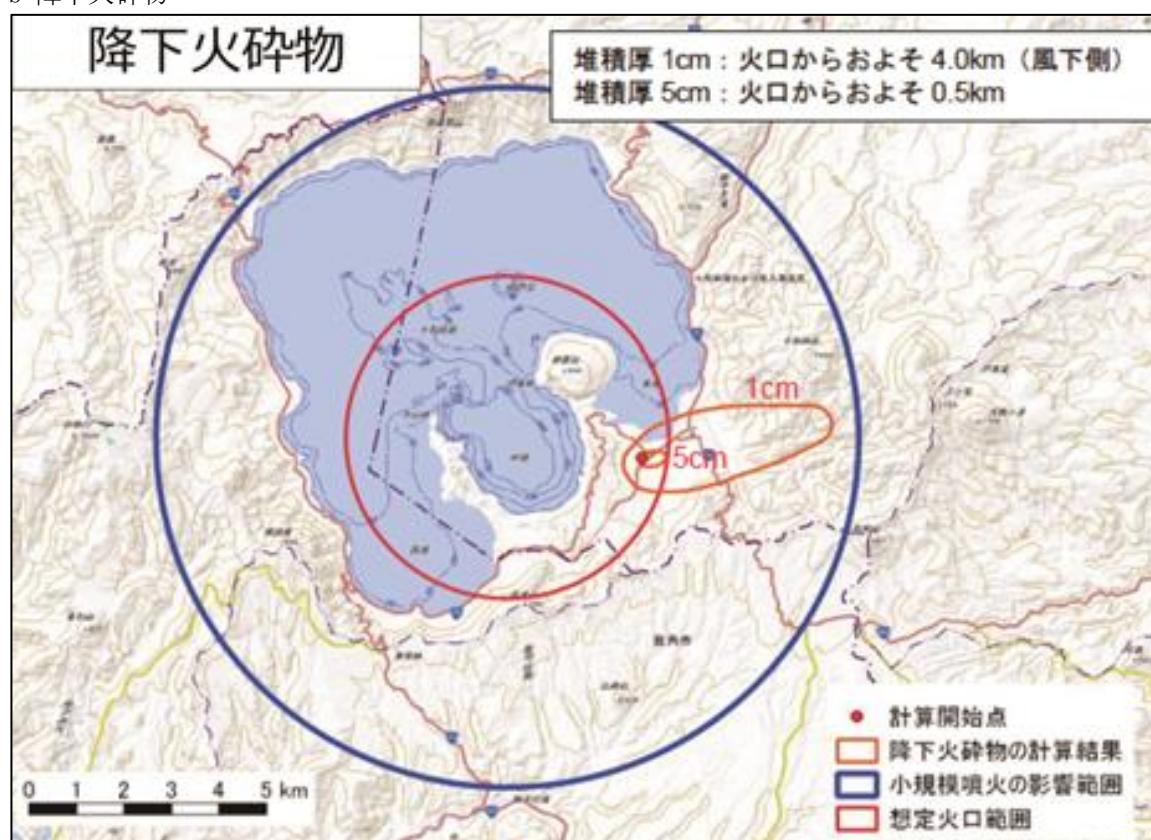
エ 水蒸気噴火の場合(地獄沼 中規模噴火)



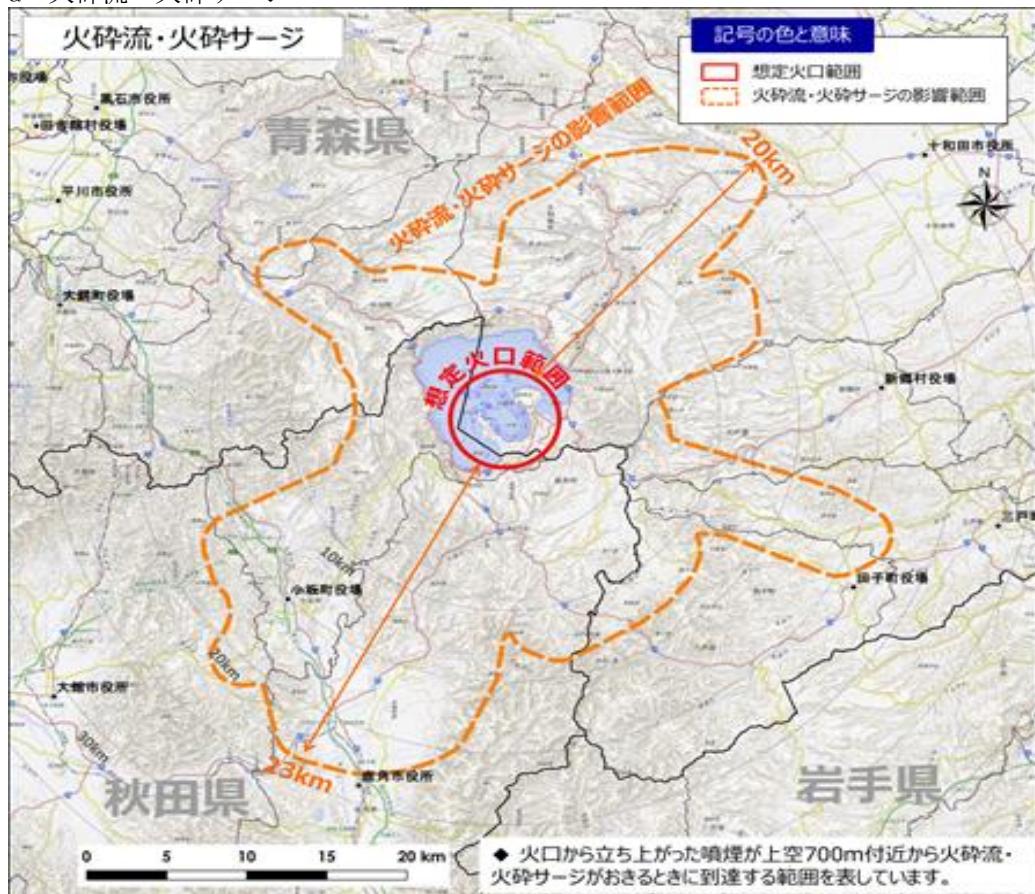
- (2) 十和田
 ア 小規模噴火
 a 大きな噴石



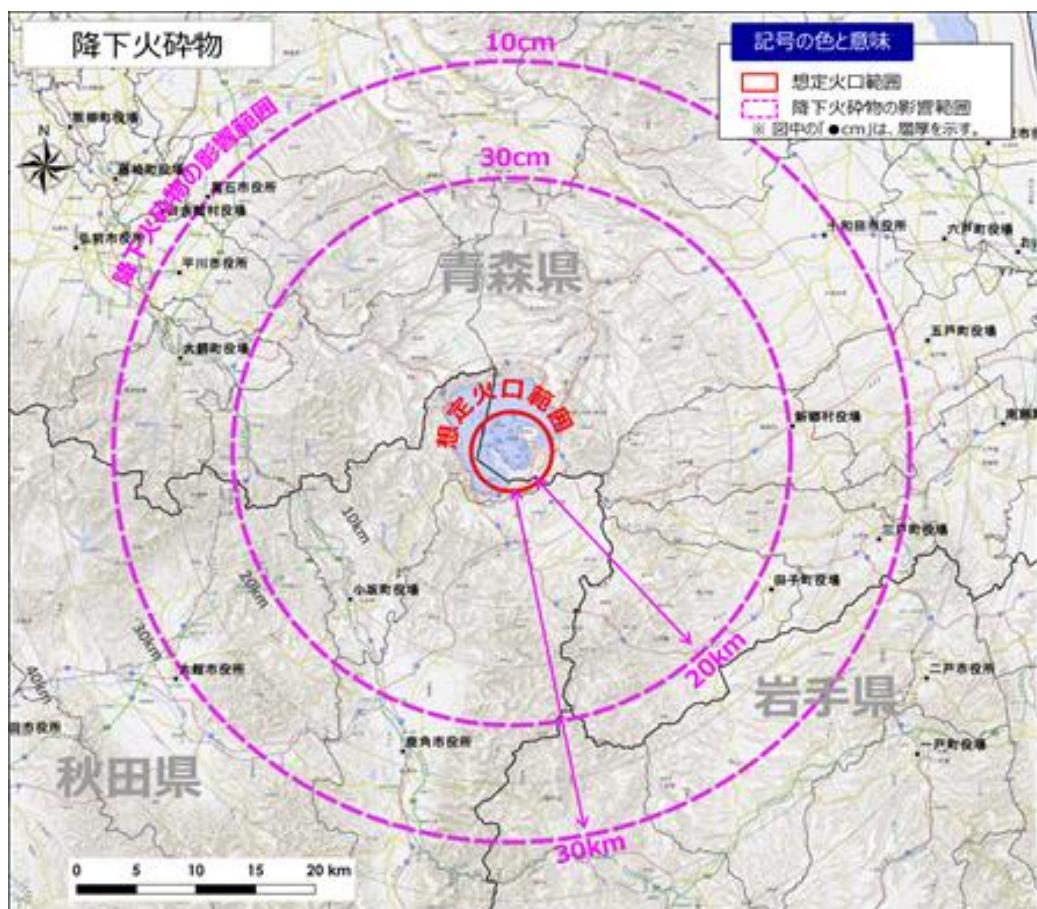
b 降下火碎物



イ 中規模噴火
a 火碎流・火碎サージ



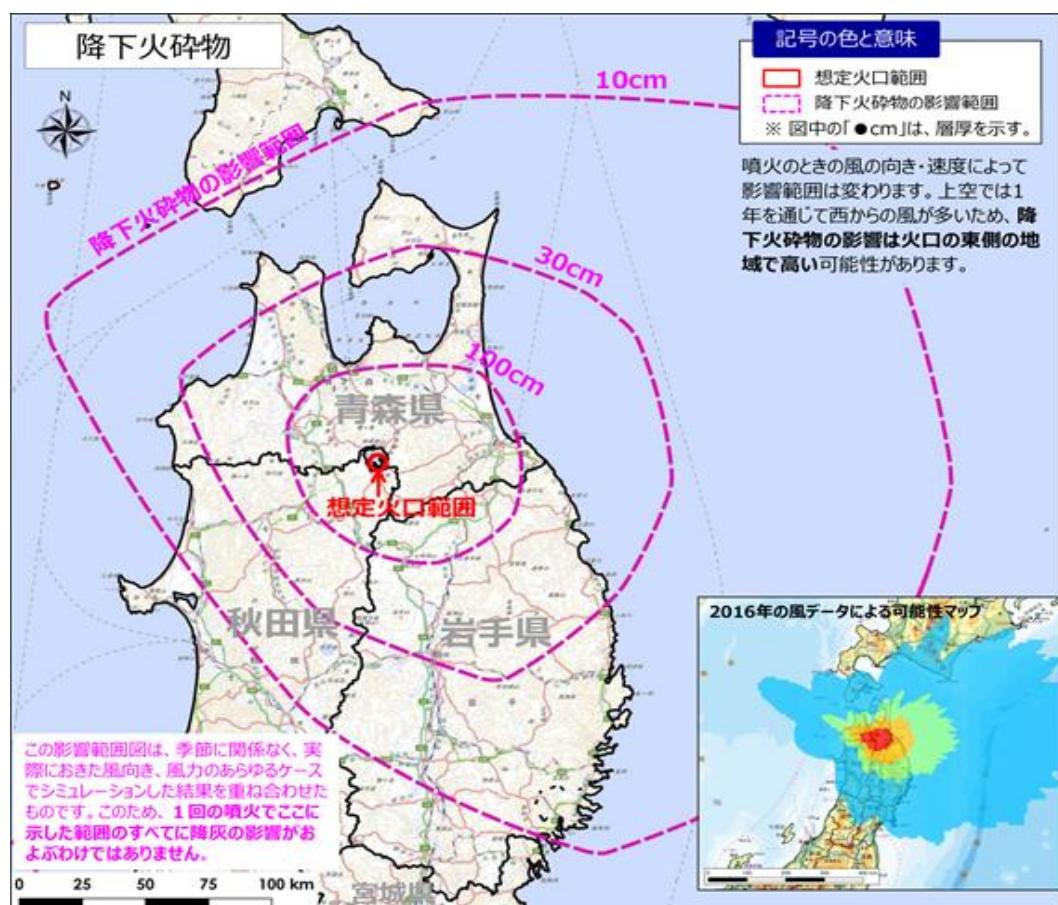
b 降下火碎物



ウ 大規模噴火
a 火碎流・火碎サージ



b 降下火碎物



c 融雪型火山泥流



第2章 防災組織

第1節 十和田市防災会議

風水害等災害対策編第2章第1節参照

第2節 配備態勢

1 配備態勢

- (1) 市の地域内に火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、火山活動に係る情報の収集、避難誘導に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、噴火警戒レベル等に応じ、次の配備態勢をとる。

● 噴火警戒レベルに応じた配備態勢

噴火警戒レベル	配備態勢	備考
1 活火山であることに留意	なし	
2 火口周辺規制	情報連絡体制	
3 入山規制	情報連絡体制	
4 避難準備	災害警戒対策本部	
5 避難	災害対策本部	状況によっては、噴火警戒レベルに関わらず災害対策本部等を設置する場合がある。

- (2) 配備基準については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 2-2-1 配備態勢及び「職員初動体制マニュアル」参照

2 職員の動員

風水害等災害対策編第2章第3節3 「職員の動員」参照

第3節 十和田市災害対策本部

風水害等災害対策編第2章第3節参照

第4節 災害対策本部に準じた組織

風水害等災害対策編第2章第4節参照

第5節 防災関係機関等の災害対策組織

風水害等災害対策編第2章第5節参照

第6節 火山防災協議会

火山防災に關し、関係機関の連携を確立し、平常時から火山噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、市民等の防災意識の向上に資することを目的として組織される火山防災協議会に参画する。

1 火山防災協議会への参画

市は、国（内閣府）により、（八甲田山・十和田）の火山災害警戒地域（噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（以下「警戒地域」という。））に指定されており、（八甲田山・十和田）火山防災協議会に参画している。

【火山防災協議会の組織状況】

火山防災協議会名（火山名）	参画市町村									
八甲田山火山防災協議会（八甲田山）	青森市 黒石市 士和田市 平川市 青森県 青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 士和田市 つがる市 平川市 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町 鶴田町 中泊町 七戸町 六戸町 おいらせ町 三戸町 五戸町 田子町 南部町 新郷村									
十和田火山防災協議会（十和田）	岩手県 二戸市 八幡平市 秋田県 鹿角市 小坂町 能代市 大館市 北秋田市 藤里町									

※ 下線は、警戒地域をその区域に含む市町村

2 火山防災協議会における協議事項等

- (1) 噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。
- (2) 災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。
- (3) 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討するものとする。
- (4) 警戒地域の指定があった場合に地域防災計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴くものとする。
- (5) 火山防災協議会の活動支援等を受けるため、必要に応じ、内閣府に対し火山防災エキスパートの派遣を要請するものとする。

第3章 災害予防計画

火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施する上での所要の組織体制を整備しておくものとする。

特に、災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくるない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

第1節 調査研究及び監視観測の推進 [総務課、国、県等]

火山災害は、①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。②長期化する恐れがあること。③被害が複数の市町村に及ぶこと。④被害や影響が多方面にわたること。等の特徴を持っており、国、県、市その他の防災関係機関及び学識者等は共通認識のもと、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、一体となって防災対策を推進する必要がある。

したがって、火山災害対策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、国や県などと連携を図り、火山災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、市の防災対策に資するものとする。

1 火山活動に関する研究

- (1) 災害想定に関する調査研究
- (2) 火山活動に関する調査研究
- (3) 火山噴火予知に関する調査研究
- (4) その他必要な調査研究

2 火山防災対策に関する調査研究

- (1) 避難に関する調査研究
- (2) 火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究
- (3) 二次災害に関する調査研究
- (4) その他必要な調査研究

3 火山観測体制の推進

八甲田山及び十和田については、気象庁等により常時観測がなされている。各火山の観測体制については、第1章第7節「市に関する活火山」参照。

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要であることから、火山監視観測・調査研究機関と連携して、観測体制の充実に努める。なお、本市は、八甲田山・十和田の警戒地域に指定されており、常時遠望観測を実施する。

第2節 業務の継続性の確保

風水害等災害対策編第3章第2節参照

第3節 防災業務施設、設備等の整備

火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、市、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施するものとする。

風水害等災害対策編第3章第3節参照

第4節 青森県防災情報ネットワーク [総務課]

風水害等災害対策編第3章第4節参照

第5節 火山地域における土砂災害対策事業 [土木課]

火山現象に伴い発生が予測される土石流等の土砂災害の被害軽減を図るために、土砂災害対策事業を推進する。

※土砂災害対策事業

火山地域（火山地、火山山麓）における土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備事業については、他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。

以下、風水害等災害対策編第3章第5節「防災事業」参照

第6節 自主防災組織等の確立 [総務課、消防本部]

風水害等災害対策編第3章第6節参照

第7節 防災教育及び防災思想の普及 [総務課]

火山災害による被害を最小限にいくとめるには、防災に携わる職員の資質の向上と市民一人ひとりが日頃から火山災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともに、お互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び市民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦、妊娠婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

1 防災業務担当職員に対する防災教育

風水害等災害対策編第3章第7節1「防災業務担当職員に対する防災教育」参照

2 市民に対する防災思想の普及

(1) 市は、人的被害を軽減する方策は、市民の避難行動が基本となることを踏まえ、噴火警報等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民に対して行うものとする。また、必要に応じて、普及啓発方法及び内容について火山防災協議会の場を活用し、協議を行う。

なお、普及啓発方法及び内容は次のとおりである。

ア 普及啓発方法

(ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等を通じて防災思想の普及を図る。

(イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ、又は新聞で行う。

(ウ) 火山防災マップ、火山防災パンフレットを作成・配布する。また、ポスター、ハンドブック「あおもりおまもり手帳」等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。

(エ) 火山防災に関する講演会等を開催する。

イ 普及内容

(ア) 火山に関する知識及び火山災害の特性

・火山現象は、前兆現象が把握されずに突然的に発生することがあること

・噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること

・長期化する可能性があること

・被害が複数の市町村に及ぶこと

・被害や影響が多方面にわたること

(イ) 噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示等に関すること

(ウ) 災害危険箇所に関すること

(エ) 火山に係る異常現象を発見した場合の市又は警察官への通報

(オ) 登山時における必要な装備等の用意、登山届、登山者カード（登山計画書）の積極な提出

(カ) 火山活動異常時における速やかな下山

(キ) 避難に際し市民のとるべき行動

・市民及び地域の町会長等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておくとともに、火山防災マップ等により火山災害についても把握しておくこと。

・避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわる可能性も考え十分な量を携行すること。

・避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。

・避難する際の基本的な服装は、ヘルメット等の頭部を保護するもの、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスク着用とすること。

・近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。

・親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者に避難先及び連絡先を報告すること。

・行動は沈着に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

(2) コミュニティセンター等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災に関する教育の普及推進を図る。

(3) 市は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。

ア 火山災害からの円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、市民や登山者等に防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては、市民も参加する等の工夫をすることにより、火山災害からの避難に対する市民等の理解促進を図るよう努める。

イ 噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、市民等に伝達する体制を整備するとともに、火山活動に関する異常現象が、発見者から市、警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ市民等に周知徹底する。

ウ 火山性ガスの発生している箇所等の危険箇所の把握に努め、平時から地域住民等への周知徹底に努める。

エ 登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山者カード（登山計画書）の記入等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。

(4) 災害教訓の伝承

風水害等災害対策編第3章第7節2(5)「災害教訓の伝承」参照

第8節 企業防災の促進 [商工観光課]

風水害等災害対策編第3章第8節参照

第9節 防災訓練 [関係各課、消防本部]

火山災害時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と市民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的かつ継続的な防災訓練を実施するものとする。

1 防災訓練の実施

市は、防災関係機関と密接な連携のもとに火山防災マップや噴火シナリオ等を活用した実践的な防災訓練を行うよう努める。なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

訓練には避難に関する市民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかける。

- (1) 通信訓練 (2) 情報収集伝達訓練 (3) 非常招集訓練 (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練 (6) 消火訓練 (7) 救助・救出訓練 (8) 救急・救護訓練
- (9) 指定避難所開設・運営訓練 (10) 給水・炊き出し訓練 (11) 航空機運用調整訓練
- (12) 広域医療搬送訓練 (13) その他各機関独自の訓練

2 防災訓練に関する普及啓発

風水害等災害対策編第3章第9節3「防災訓練に関する普及啓発」参照

第10節 避難対策 [総務課、生活福祉課、こども支援課、市民課]

火山災害発生時において市民、登山者、観光客等が迅速かつ円滑に避難できるよう、火山避難計画を作成し、当該計画に基づき指定避難所等及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。また、火山災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な避難路や指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路を確保する。

1 指定緊急避難場所等の指定

指定緊急避難場所については、火山現象の影響が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、火山災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができるものとする。

一時的な待機場所は、焼山、奥入瀬渓流温泉地区は八戸市民保養所「洗心荘」とし、休屋地区は十和田湖觀光交流センター「ぷらっと」、宇樽部地区は「十和田湖小中学校」をそれぞれ一時的な待機場所として使用を想定している。また、一時待機場所からバス等の輸送手段により危険の及ばない指定避難所等へ移送する。

2 指定避難所の指定

指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される火山災害等を踏まえ、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

(1) 要避難地区のすべての市民(昼間人口も考慮する。)が避難できるような場所を選定する。

(2) 火山現象に伴う危険の及ばないところとする。

(3) 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

(4) 指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(5) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることができが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

(6) 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。

また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(7) 感染症発生時等、指定避難所の受入れ人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定する。

また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能なものは安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、市民に対し周知する。

(8) 避難場所に関する用語の規定は、風水害等災害対策編第3章第10節参照

3 指定避難所等の事前指定等

風水害等災害対策編第3章第10節3「指定避難所等の事前指定等」参照

4 避難促進施設の指定

市における避難促進施設は現在のところ指定がない。本計画を基に、今後協議会にて指定が必要な集客施設・要配慮者利用施設等について協議する。また、指定については、各火山の警戒範囲内の施設について、施設の位置、規模、所有者等の常駐の有無その他地域の実情を考慮した上で、必要な施設を避難促進施設として指定する。今後、指定当該施設の所有者等に対し、「避難確保計画」を作成し、利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備することを求めるものとする。

参考に、現在把握している八甲田山の警戒範囲内に位置する施設を以下の表に示す。

(※ 融雪型火山泥流の警戒範囲は除く。)

●警戒範囲内に位置する施設

施設名	施設種別	連絡先	備考
猿倉温泉	その他の集客施設	080-5227-1296	冬季閉鎖
谷地温泉	その他の集客施設	0176-74-1181	
鳶温泉	その他の集客施設	0176-74-2311	

5 居住地域・特定地域の指定（八甲田山）

火山避難計画に定めるところにより、火山周辺で地域住民が居住している範囲を「居住地域」、居住地域より早期の対応が必要な地域を「特定地域」としてあらかじめ定めておき、噴火警戒レベルに応じた避難対象地区を想定し、必要十分な避難対策が行えるようにする。

(1) 居住地域

ア 噴火警戒レベルに応じた避難対象地区（八甲田山）

●非積雪期（火口周辺に積雪がない場合）の影響範囲と避難単位

自治体	噴火警報・予報	居住地域の避難単位	現象
十和田市	該当なし		

●積雪期（火口周辺に積雪がある場合）の避難対象地区に対する指定避難所の割当・避難経路

※噴火警戒レベル4または5（避難準備または避難）

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	指定避難所	主な避難経路
焼山地区	46	61	自主防災組織	第一中学校	国道102号
奥入瀬渓流温泉地区	37	70	自主防災組織	第一中学校	国道102号
潤沢地区	24	64	町内会、消防団	第一中学校	国道102号
片貝沢地区	19	53	自主防災組織	第一中学校	国道102号
百目木地区	42	108	自主防災組織	第一中学校	国道102号
両泉寺地区	23	64	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
法量地区	54	129	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
川口地区	27	79	町内会	沢田悠学館	国道102号
朽久保地区	16	33	町内会	法奥小学校	国道102号
大畑野地区	20	50	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
立石地区	19	45	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
冷水道交地区	16	54	町内会	法奥小学校	国道102号
中川原地区	30	85	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
新川原地区	193	367	自主防災組織	法奥小学校 西コミュニティセンター	国道102号
下川目地区	33	89	自主防災組織	西コミュニティセンター 旧包括支援センター	国道102号
小沢口地区	107	269	自主防災組織	沢田悠学館	国道102号
鳶温泉地区	2	2	事業者、消防団	第一中学校	国道103号 ～国道102号
計	708	1,622			

(2) 特定地域（八甲田山）

特定地域とは八甲田山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設を指す。これらの地域は、噴火警戒レベル2または3の発表時に避難等の発令を行い、避難等の対応を行うなど、早期の対応が必要になることがある。

八甲田山大岳の想定火口から6km以内の温泉等については、観光客や観光施設従業員がいる地域を「特定地域」として対応する。

自治体	特定地域名称	特定地域に含まれる施設等の名称	避難対象となる噴火警戒レベル	備考
十和田市	鳶川周辺温泉施設	猿倉温泉	レベル3（大岳火口）	冬季閉鎖
		谷地温泉		

6 避難に際し市民のとるべき行動

市民は、自己の責任において行動すべき内容について理解しておかなければならぬ。また、市からの避難情報伝達、避難呼びかけに従い、避難を円滑に行う。

- (1) 市民及び地域の町内会長等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておくとともに、ハザードマップ等により火山災害についても把握しておく。
- (2) 避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も考え十分な量を携行する。
- (3) 避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止する。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉める。
- (4) 避難する際の基本的な服装は、ヘルメット等の頭部を保護するもの、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスク着用とする。

- (5) 近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにする。
- (6) 親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者に避難先、連絡先を報告する。
- (7) 行動は沈着に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意する。
- (8) 融雪型火山泥流の場合は、流下方向に対して直交方向に避難することを基本とし、安全が確保されていない場合は、川を渡らないように注意とともに、努めて高台等への避難を検討する。

7 観光客等の避難対策（総務課、商工観光課）

(1) 避難に関する情報の伝達

- ・噴火警戒レベルが引き上げられた際に、市は火口周辺に位置する施設に対し、電話により当該情報と避難に関する情報を伝達する。（施設については下記表を参照）
- ・市から観光案内所等にも規制に関する情報等を伝達する。

●八甲田山の警戒範囲内に位置する施設

施設名	施設種別	連絡先	備考
猿倉温泉	その他の集客施設	080-5227-1296	冬季閉鎖
谷地温泉	その他の集客施設	0176-74-1181	
鳶温泉	その他の集客施設	0176-74-2311	

【資料編】 4-20-3 観光入込客数

(2) 噴火警報又は火口周辺警報等発令時の対策（商工観光課）

八甲田山火山（大岳火口）に噴火警戒レベル2（火口周辺規制）発令の場合は、谷地温泉入口を立入禁止とする。また、噴火警報レベル3（入山規制）発令以降も同様とする。

【資料編】 4-20-4 入山規制看板図

(3) 指定避難所

帰宅困難になった登山者、観光客等を対象として、以下の避難所を開設する。

ア 対象：帰宅困難になった登山者、観光客等

イ 避難所

避難所名	所在地	連絡先	面積（m ² ）	収容人数
西コミュニティセンター	十和田市大字奥瀬字中平70-3	0176-72-2311	462	231

8 臨時ヘリポートの確保

風水害等災害対策編第3章第10節3「臨時ヘリポートの確保」参照

9 指定避難所の整備等

風水害等災害対策編第3章第10節4「指定避難所の整備等」参照

10 標識の設置等

風水害等災害対策編第3章第10節5「標識の設置等」参照

11 避難路の選定

避難路・避難経路については、火山避難計画に定めるところにより、避難対象地区、誘導者、避難先となる指定避難所等を明らかにし、選定する。選定にあたっては下記について考慮する。

(1) 火山現象の影響の及ぶ危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること

(2) 避難のため必要な広さを有する道路とすること

12 避難訓練の実施

風水害等災害対策編第3章第10節7「避難訓練の実施」参照

13 避難に関する広報

風水害等災害対策編第3章第10節8「避難に関する広報」参照

14 避難計画の策定

風水害等災害対策編第3章第10節9「避難計画の策定」参照

15 広域一時滞在の体制構築

風水害等災害対策編第3章第10節10「広域一時滞在の体制構築」参照

16 その他

風水害等災害対策編第3章第10節11「その他」参照

第11節 登山者・観光客等の安全確保対策 [総務課、商工観光課]

登山者、観光客等を火山災害から保護するため、情報伝達手段の整備や登山届の提出の促進等の措置を講じ、安全確保対策を行うものとする。

- 1 市は、退避壕・退避舎等の整備を推進するものとする。また、予想される噴火、降灰（礫）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火碎流及び地殻変動等火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所を設定するよう努める。
- 2 市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレットの配布等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。

- 3 市は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら情報伝達手段の多様化を図る。
- 4 市は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。また、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。
- 5 市は、帰宅困難となった登山者、観光客等を対象に使用する指定避難所等を、火山避難計画に基づき想定しておくものとする。
- 6 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届、登山計画書、登山カード等の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

第12節 災害備蓄対策

風水害等災害対策編第3章第11節参照

第13節 要配慮者安全確保対策 [生活福祉課、こども支援課、高齢介護課、健康増進課]

風水害等災害対策編第3章第12節参照

第14節 防災ボランティア活動対策 [生活福祉課、こども支援課、教育総務課]

風水害等災害対策編第3章第13節参照

第15節 文教対策 [土木課、教育総務課、スポーツ・生涯学習課]

風水害等災害対策編第3章第14節参照

第16節 警備対策 [総務課]

風水害等災害対策編第3章第15節参照

第17節 交通施設対策 [土木課]

風水害等災害対策編第3章第16節参照

第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等災害対策編第3章第17節参照

第19節 複合災害対策

風水害等災害対策編第3章第22節参照

第4章 災害応急対策計画

火山災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりである。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第1節 噴火警報等の収集及び伝達

火山災害に対し、防災活動に万全を期するため、以下のとおり噴火警報等の発表及び伝達を迅速かつ適切に実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 噴火警報等の発表：仙台管区気象台
- (2) 噴火警報等の伝達：青森気象台、県、市、防災関係機関
- (3) 市長は、法令及び本計画の定めるところにより、火山災害に関する予報、警報等を関係機関、市民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (4) 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

2 実施内容

- (1) 噴火警報等の収集及び伝達

ア 噴火警報等の発表

仙台管区気象台及び気象庁本庁は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

(ア) 噴火警報等の種類

- a 噴火警報 b 噴火予報 c 噴火警戒レベル d 噴火速報 e 火山の状況に関する解説情報
- f 降灰予報 g 火山ガス予報 h 火山現象に関する情報等

(イ) 対象火山：八甲田山、十和田

(ウ) 噴火警報等の概要

a 噴火警報

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

b 噴火予報

仙台管区気象台が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。

c 噴火警戒レベル

仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や市民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、県は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定して運用される。

区分		火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山		八甲田山
噴火警戒レベルが運用されていない火山		十和田

八甲田山 噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。 ※谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置	●融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 大岳火口 約 4800 年前の噴火、約 4200 年前の噴火、約 3100 年前の噴火
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。 ※谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置	●融雪型火山泥流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 該当事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。 ※谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置	●大岳火口から、大きな噴石と溶岩流が概ね 3 km、火碎流・火碎サージが概ね 6 km の範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 ●大岳火口から、大きな噴石が概ね 3 km、溶岩流が概ね 2 km、火碎流・火碎サージが概ね 5 km の範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 ●積雪期は、大岳火口から概ね 6 km の範囲内に融雪型火山泥流が到達、またはその可能性 【過去事例】 1 世紀頃の噴火
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。 ※谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置	●大岳火口から、大きな噴石が概ね 2 km の範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 【過去事例】 該当事例なし ●地獄沼火口から、大きな噴石が概ね 1 km の範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 【過去事例】 地獄沼火口 13~14 世紀の噴火 15~17 世紀の噴火（2 回）
予報	噴火警報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への入り規制、特定地域の避難等が必要。	●火山活動は静穏 ●状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等が噴出する可能性

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※特定地域とは八甲田山の想定火口に近い所に位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。早期の避難等の対応が必要になることがある。

※火口が特定できない場合は、大岳火口及び地獄沼火口の両方の火口からの噴火を想定して噴火警報を発表する。

噴火警戒レベルが運用されていない火山(十和田)

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	居住地域 厳重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	入山危険
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	活火山であることに留意

d 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。
なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

e 火山の状況に関する解説情報

仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によつては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、

「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

f 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(a) 降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に定期的(3時間ごと)に発表。
- ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(b) 降灰予報(速報)

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(c) 降灰予報(詳細)

- ・噴火が発生した火山2に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報(詳細)も発表。

●降灰量階級と取るべき行動等

名称	表現例		影響とるべき行動		その他の影響	
	厚さキーワード	イメージ		人		
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≤厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始）	稻等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のボイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目にに入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

g 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁（及び仙台管区気象台）が発表する。

h 火山現象に関する情報等

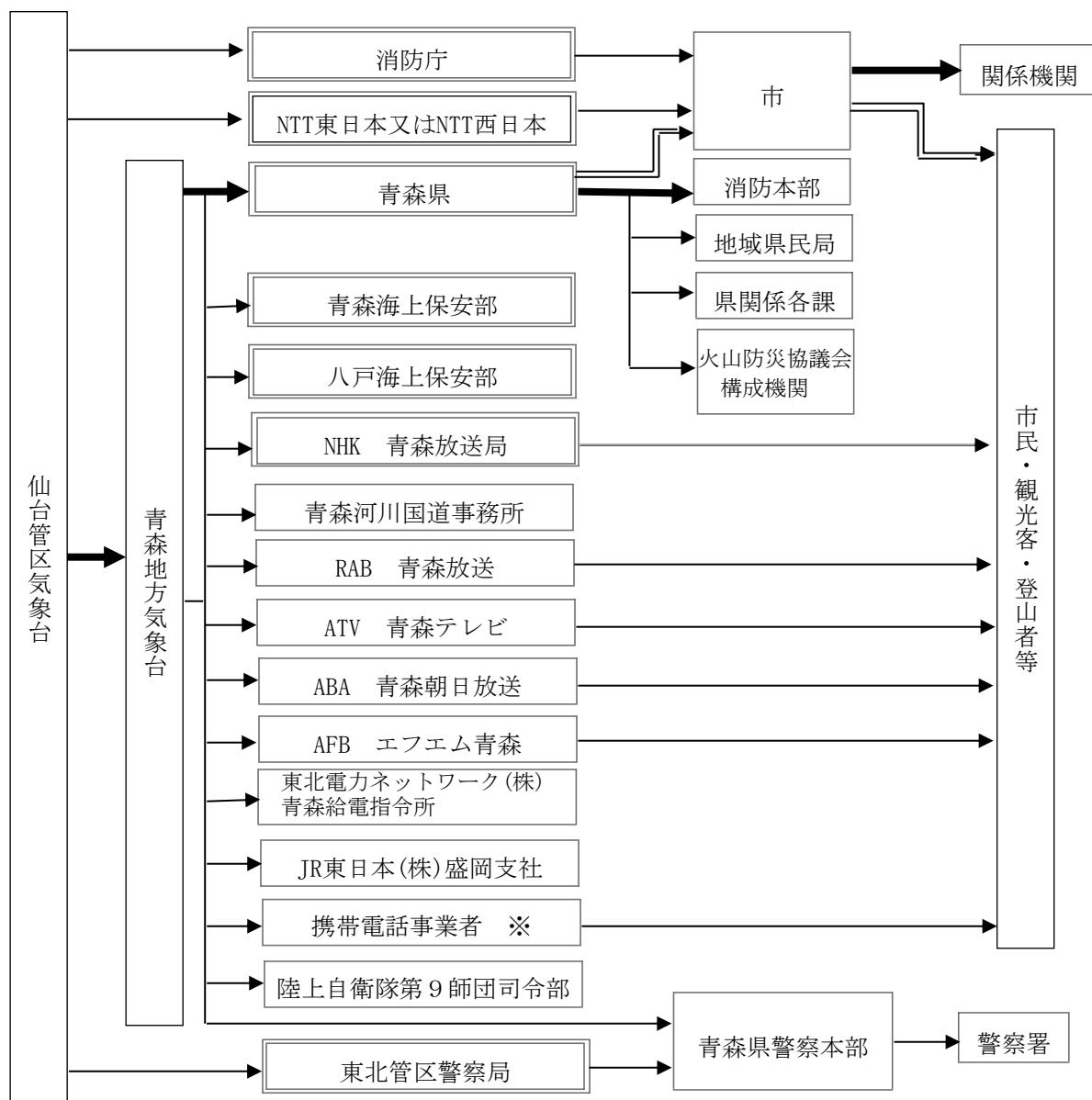
噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁（及び仙台管区気象台）が発表する。

- ・火山活動解説資料
地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。
- ・月間火山概況
前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。
- ・噴火に関する火山観測報
主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

イ 噴火警報等の通報

- (ア) 青森地方気象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）、噴火速報が発表されたときは県、県警察本部、青森海上保安部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。
- (イ) 県は、青森地方気象台から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報し、又は要請するものとする。特に特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちにかつ確実に市に通知する。
- (ウ) 放送機関は、必要に応じ県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。
- (エ) 市は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、直ちに関係機関及び市民、登山者等に対し伝達する。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告をする。なお、特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちに市民、登山者等へ伝達する。

●伝達系統図



「※ 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される」

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられている伝達経路

(2) 火山災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

活火山においては、噴火の前兆現象が観測される可能性がある。また、噴火開始後も時系列的に噴火警戒レベルや災害形態が移行していくと予想される。これらのことから、登山者、住民等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する。

- 通報すべき噴火の前兆現象については、下表のとおりである。

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊 地割れ 土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等 噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見 既存湧泉の枯渇 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見 地熱による草木の立ち枯れ等 動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常 軽石・死魚の浮上 気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	短周期での微動の発生
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発

通報及び措置については、以下のとおりとする。

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市長又は警察官に通報する。なお、住民、登山者及び観光客等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるため、通報を受けた期間は、発生場所(発見場所)を正確に把握するよう努める。

イ 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに市長に通報するとともに、警察署に通報する。

ウ 市長の通報

通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の市民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(ア) 青森地方気象台 (イ) 県(防災危機管理課)

エ 県の措置

通報を受けた県(防災危機管理課)は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、府内各部局に通報する。府内各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

オ 速報の内容

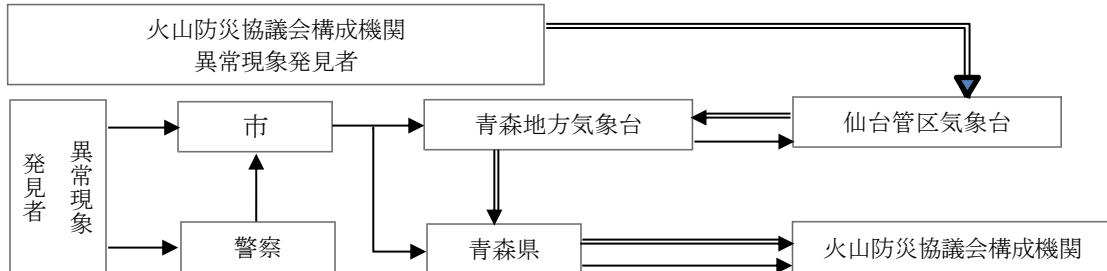
- ・発生の事実(発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等)
- ・発生場所(どの火口で確認されたか)
- ・発生による影響(市民、動植物、施設への影響)

※仙台管区気象台は、必要に応じ火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

カ 災害情報の収集項目

- | | | |
|----------------|----------|-------------------|
| ・人的被害及び住家被害の状況 | ・要救助者の確認 | ・市民・登山者・観光客等の避難状況 |
| ・噴火規模及び火山活動の状況 | ・被害の範囲 | ・避難路及び交通の確保の状況 |
| ・その他必要と認める事項 | | |

【通報系統図】



※ 矢印は災害対策基本法第54条による情報の通報系統

※ 二重線矢印は、火山防災協議会構成機関からの噴火の事実及び噴火規模特定に必要な情報(噴火に結びつく可能性が高い現象を含む)の通報系統

(3) 防災関係機関連絡先

署・分団名	職名	住所	連絡方法
十和田警察署	警備課長	西六番町1-41	23-3195
十和田地域広域事務組合消防本部	警防課長	十和田市西二番町7番10号	25-4112
十和田消防署	署長	十和田市西二番町7番10号	25-4115
十和田湖消防署	署長	十和田市大字奥瀬字小沢口70番地1	72-2241
湖畔出張所	所長	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地	75-1011
十和田市消防団	団長 (消防本部)	十和田市西二番町7番10号	25-4112

(4) 庁内の伝達方法

- ア 関係機関から通報される気象予報・警報等は、勤務時間内は総務課長(防災危機管理室長)が、勤務時間外は宿日直員者が受領する。
- イ 宿日直員者が受領した場合は、直ちに関係課長等に伝達する。
- ウ 気象予報・警報等を受領した総務課長等は、市長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び市民に通報する。
- エ 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝達先等			伝達内容	
	伝達先	伝達方法			
		勤務時間内	勤務時間外		
総務課長	庁内各課	関係課長へ電話 庁内放送及び 庁内メール	関係課長へ電話(宿日直員 が受領した場合は、宿日直 員が関係課長へ電話)	特に必要と認める警報・注意報 (なお勤務時間外は関係課長へ)	
	十和田地域広域事務組合消防本部	電話	電話	特に必要と認める警報・注意報	
関係課長 等	各課関係機関	電話	受領責任者へ電話	特に必要と認める警報・注意報	

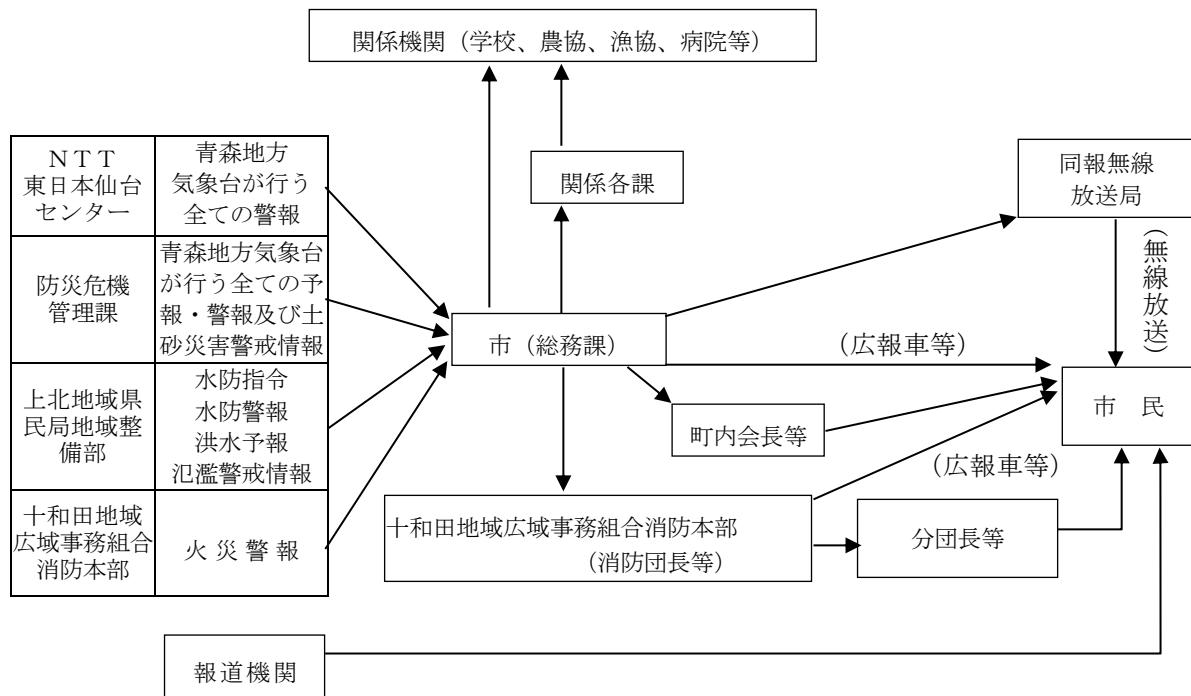
オ 一般市民に対する周知方法は、次のとおりとする。

市長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長	市民	広報車等 (J-ALERT等含む) 防災行政無線	特に必要と認める警報・注意報
十和田地域広域事務組合消防本部消防長	市民	消防団	

(5) 関係機関との伝達系統

噴火警報等に係る関係機関との伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



第2節 情報収集及び被害等報告

風水害等災害対策編第4章第2節参照

第3節 通信連絡

風水害等災害対策編第4章第3節参照

第4節 災害広報・情報提供

風水害等災害対策編第4章第4節参照

第5節 自衛隊災害派遣要請

風水害等災害対策編第4章第5節参照

第6節 広域応援

風水害等災害対策編第4章第6節参照

第7節 航空機運用

風水害等災害対策編第4章第7節参照

第8節 避難

1 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第8節1「実施責任者」参照

2 避難情報等の基準

噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難情報等の発令基準については、概ね以下のとおりである。

●八甲田山の噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難指示等の発令

噴火警報の種類	警戒範囲	避難情報等
噴火警報（居住地域） または噴火警報 (噴火警戒レベル5)	大岳火口 ・火口から概ね6km以内の範囲 ・堤川、駒込川、鳶川、奥入瀬川の河川流域（居住地域を含む）	・警戒範囲へ「避難」を発令
噴火警報（居住地域） または噴火警報 (噴火警戒レベル4)	大岳火口 ・火口から概ね6km以内の範囲 ・堤川、駒込川、鳶川、奥入瀬川の河川流域（居住地域を含む）	・火口から概ね6km以内の警戒範囲（特定地域含む）及び要配慮者へ「避難」を発令 ・河川流域の警戒範囲へ「避難準備」を発令
噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報 (噴火警戒レベル3)	大岳火口 ・火口から概ね5km以内の範囲 ・火口から概ね6km以内の河川流域（堤川、駒込川、鳶川、奥入瀬川、潤沢）	・火口から概ね5km以内の警戒範囲（特定地域含む）へ「避難」を発令 ・警戒範囲周辺の特定地域へ「避難準備」を発令
	大岳火口 ・火口から概ね6km以内の範囲 ※大規模噴火に伴う融雪型火山泥流の発生が予想される場合は、噴火警戒レベル4に引き上げる。	・警戒範囲（特定地域含む）へ「避難」を発令
噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報 (噴火警戒レベル2)	大岳火口 ・火口から概ね2km以内の範囲地獄沼火口 ・火口から概ね1km以内の範囲	・警戒範囲へ「避難」を発令 ・警戒範囲周辺の特定地域へ「避難準備」を発令

※ 上表のほか、住民等の安全確保のため必要と判断した場合にも発令する。

3 避難指示等の伝達

噴火警報等の発表及び伝達、異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民等に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の指示を行う。

避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、避難指示等判断基準等を明確化しておく。

市民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討し、火山避難計画に定める噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難指示等の発令基準により行い、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対

象者を明確にすること、対象者ごとにるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で高齢者等避難を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難指示等を行うほか、一般市民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

また、避難指示等の対象地域及び判断時期、避難指示等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。

以下、風水害等災害対策編第4章第8節3参照

4 避難方法

風水害等災害対策編第4章第8節4「避難方法」参照

5 指定緊急避難場所の開放

風水害等災害対策編第4章第8節5「指定緊急避難場所の開放」参照

6 指定避難所の開設

風水害等災害対策編第4章第8節6「指定避難所の開設」参照

7 警戒区域の設定

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは、次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

また、すでに開設されている避難所等や市民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

市は、火山避難計画に基づき、噴火警戒レベルに応じた通行規制の実施や、規制箇所の設置などを、各機関の役割分担により行う。また、観光客、登山者等の対策として、入山規制、立入規制等の措置をとる。噴火警報が発表された場合には、警報の区分に応じた居住地域からの避難、入山規制、火口周辺への立ち入り規制などを検討し、必要な範囲に対して実施する。

- (1) 時機を失すことのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。(噴火警戒レベル2以降は、谷地温泉入口に規制看板を設置)
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。
ア 警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、市民に周知する。
イ 設定の範囲を「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべく分かりやすく周知する。

8 噴火時等の対応（緊急フェーズ）：噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

- (1) 異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合

ア 市の体制

協議会の構成機関は、異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合、協議会を開催し、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。ただし、臨時の解説情報が発表された場合は、火山防災協議会における火山専門家等の火山活動の状況等の意見に基づき、火口周辺に位置する施設に対し、高齢者等避難を発令する場合がある。

市は、防災対応が必要と判断される場合、情報連絡体制をとり、立入規制等の対応をとる。また、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、登山道の規制や警戒範囲内の登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行ふことも想定する。

市が説明会等を開催する場合は、関係機関等と連携し対応する。

なお、規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2の対応を参照する。

●異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合の市の体制

十和田市	情報連絡体制（平時と同様）
------	---------------

イ 情報収集・伝達

市は、仙台管区気象台から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。また、防災行政無線、ホームページ、駒らん情報めーる、報道機関の活用等により市民、登山者等に対して、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう促す。

火口近くに位置する施設である猿倉温泉、谷地温泉は、市から異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の把握、共有に努める。

(2) 噴火警戒レベル2の場合<大岳火口>

【火山活動の状況】大岳火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

【警戒範囲】火口から概ね2km以内の範囲

予報警報	警戒範囲	キーワード	
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	大岳火口から概ね2km以内の範囲	火口周辺規制	<p>影響範囲内の保全対象施設及び道路等</p> <p>防災対応 ⇒ 警戒範囲への避難指示を発令 警戒範囲周辺の特定地域に高齢者等避難を発令</p> <p>【施設】 <青森県> ・大岳避難小屋（登山道内） ・仙人岱避難小屋（登山道内） <青森市> ・酸ヶ湯温泉・八甲田ホテル ・八甲田ロープウェー（山頂公園駅） ・酸ヶ湯キャンプ場・東北大學植物園 <十和田市>なし</p> <p>【登山道】 ①八甲田登山線 ②毛無岱線 ③田茂泡岳園地 ④八甲田温泉赤倉岳線 ⑤谷地・八甲田大岳線 ⑥田代平・高田大岳線 ⑦傘松峠～石倉岳（名称不明） ⑧南八甲田縦走線</p> <p>【登山口】 <青森県> ・酸ヶ湯登山口（鳥居） ・酸ヶ湯登山口（湯坂） ・八甲田ロープウェー山麓駅 ・八甲田ロープウェー山頂公園駅（右） ・八甲田ロープウェー山頂公園駅（左） ・城ヶ倉温泉入口・深沢温泉（西）入口 ・谷地温泉入口 <青森市>田代平（篠場）入口 <十和田市>なし <管理者不在>深沢温泉入口</p> <p>【北八甲田周辺の山岳スキーコース・ルート】 <八甲田ロープウェー、八甲田パーク既設コース> ・フォレストコース・ダイレクトコース ・八甲田パーク <ルート> ・大岳環状ルート・硫黄岳ルート ・中央ルート・宮様ルート ・城ヶ倉温泉ルート・銅像ルート ・八甲田温泉ルート・篠場岱ルート ・すいれん沼ルート</p> <p>【道路】 <青森県>国道103号 <青森市>なし <十和田市>なし</p> <p>【情報収集】 <青森県> ・気象台より火山活動の状況等を収集 ・登山者等の情報収集のための窓口を設置 ・登山者等の名簿を作成 <青森市> ・八甲田山周辺施設から登山者・観光客等の情報を収集 <十和田市> ・猿倉温泉、谷地温泉から登山者・観光客等の情報を収集</p> <p>【情報伝達】 <青森県> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況を協議会関係者等に周知 <青森市> ・警戒範囲内施設への火山情報、避難指示の発令の周知、避難誘導依頼 ・警戒範囲周辺の特定地域に高齢者等避難の発令の周知 ・警戒範囲周辺施設への情報提供 <十和田市> ・警戒範囲周辺施設への情報提供</p> <p>【施設の閉鎖】 避難終了後すべての施設を閉鎖</p> <p>【登山道規制】 ①～⑧の登山道を規制</p> <p>【道路規制】 ・国道103号（国道394号との交差部～谷地ゲート）→規制 ・その他の道路では注意喚起を実施</p> <p>【北八甲田周辺の山岳スキーコース・ルート】 すべてのコース・ルートを規制</p> <p>【登山者・観光客の避難誘導】 ・防災ヘリ（青森県） ・緊急速報メール（青森市、十和田市） ・防災行政無線（青森市、十和田市） ・スピーカー等の放送設備（観光施設等） ・谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置</p>

(3) 噴火警戒レベル2の場合<地獄沼火口>

<p>【火山活動の状況】 地獄沼火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</p> <p>【警戒範囲】 火口から概ね1km以内の範囲</p>				
予報警報	警戒範囲	キーワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	地獄沼火口から概ね1km以内の範囲	火口周辺規制	<p>【施設】 <青森県>なし <青森市> ・八甲田ホテル・酸ヶ湯温泉 ・東北大植物園・酸ヶ湯キャンプ場 <十和田市>なし</p> <p>【登山道】 ①八甲田登山線 ②毛無岱線</p> <p>【登山口】 <青森県> ・酸ヶ湯登山口(鳥居) ・酸ヶ湯登山口(湯坂) ・城ヶ倉分岐 ・仙人岱(鳥居方向) <青森市>なし <十和田市>なし</p> <p>【北八甲田周辺の山岳スキーコース・ルート】 <八甲田ロープウェー、八甲田パーク既設コース> ・フォレストコース・ダイレクトコース ・八甲田パーク <ルート> ・大岳環状ルート・硫黄岳ルート ・中央ルート・宮様ルート ・城ヶ倉温泉ルート・銅像ルート ・八甲田温泉ルート・篝場岱ルート ・すいれん沼ルート</p> <p>【道路】 <青森県>国道103号 <青森市>なし <十和田市>なし</p>	<p>防災対応 ⇒ 警戒範囲への避難指示を発令 警戒範囲周辺の特定地域に高齢者等避難を発令</p> <p>【情報収集】 <青森県> ・気象台より火山活動の状況等を収集 ・登山者等の情報収集のための窓口を設置 ・登山者等の名簿を作成 <青森市> ・八甲田山周辺施設から登山者・観光客等の情報を収集 <十和田市> ・猿倉温泉、谷地温泉から登山者・観光客等の情報を収集</p> <p>【情報伝達】 <青森県> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況を協議会関係者等に周知 <青森市> ・警戒範囲への火山情報、避難指示の発令の周知、避難誘導依頼 ・警戒範囲周辺の特定地域に高齢者等避難の発令の周知 ・警戒範囲周辺施設への情報提供 <十和田市> ・警戒範囲周辺施設への情報提供</p> <p>【施設の閉鎖】 避難終了後すべての施設を閉鎖</p> <p>【登山道規制】 ①、②の登山道を規制</p> <p>【道路規制】 ・国道103号(国道394号との交差部～谷地ゲート) → 規制 ・その他の道路では注意喚起を実施</p> <p>【北八甲田周辺の山岳スキーコース・ルート】 すべてのコース・ルートを規制</p> <p>【登山者・観光客の避難誘導】 ・防災ヘリ(青森県) ・緊急速報メール(青森市、十和田市) ・防災行政無線(青森市、十和田市) ・スピーカー等の放送設備(観光施設等)</p>

ア 市の体制

噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、市は、下記表の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、登山道規制及び道路規制を実施するとともに、避難促進施設等と連携し登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

市は、あらかじめ定められている警戒範囲(大岳火口から概ね2km以内の範囲または地獄沼火口から概ね1km以内の範囲)に基づき、協議会の火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議する。また、今後、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、実施すべき防災対応等について協議する。

●噴火警戒レベル2発表時の市の体制

十和田市	情報連絡体制(状況により災害警戒対策本部又は災害対策本部を設置)
------	----------------------------------

イ 情報収集・伝達

市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、駒らん情報めーる、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、市民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路規制、警戒範囲内の規制の実施について周知する。また、警戒範囲内の施設へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。

そのほか、必要に応じて、市民、登山者等への合同説明会を開催する。

警戒範囲内に位置する観光施設等は、市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路の規制、警戒範囲内の規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導

を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、市に報告する。
市民、登山者等への周知については、市が以下の内容を周知する。

①大岳

<市民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）○時○分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
大岳火口から2km圏内に立入規制を行います。
八甲田山周辺にいる方は、規制範囲外への避難をお願いします。
規制等の詳しい情報は、県または市のホームページ、駒らん情報めーるをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）○時○分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
大岳火口から2km圏内に立入規制を行います。
八甲田山周辺にいる方は、規制範囲外への避難をお願いします。
市内にいる方は、噴火の恐れがありますので八甲田山周辺には近づかないようにしてください。
規制等の詳しい情報は、県または市のホームページ、駒らん情報めーるをご覧ください。

②地獄沼

<市民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）○時○分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
地獄沼火口から1km圏内に立入規制を行います。
地獄沼周辺にいる方は、ただちに規制範囲外への避難をお願いします。
規制等の詳しい情報は、県または市のホームページ、駒らん情報めーるをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）○時○分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
地獄沼火口から1km圏内に立入規制を行います。
地獄沼周辺にいる方は、ただちに規制範囲外への避難をお願いします。
市内にいる方は、噴火の恐れがありますので地獄沼周辺には近づかないようにしてください。
規制等の詳しい情報は、県または市のホームページ、駒らん情報めーるをご覧ください。

ウ 登山道規制及び道路規制

県等は、登山道及び道路に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。

①規制を行う登山道（大岳）

整理番号	登山道名	規制位置
①	八甲田登山線	・酸ヶ湯登山口（鳥居）・八甲田ロープウェー山頂公園駅
②	毛無岱線	・酸ヶ湯登山口（湯坂）
③	田茂范岳園地	・八甲田ロープウェー山頂公園駅
④	八甲田温泉赤倉岳線	・深沢温泉入口・深沢温泉（西）入口
⑤	谷地・八甲田大岳線	・谷地温泉入口
⑥	田代平・高田大岳線	・田代平（筈場）入口
⑦	傘松峠～石倉岳	・石倉岳登山道入り口
⑧	南八甲田縦走線	・猿倉温泉入口

規制を行う登山道（地獄沼）

整理番号	登山道名	規制位置
①	八甲田登山線	・酸ヶ湯登山口（鳥居）・仙人岱（酸ヶ湯鳥居方向）
②	毛無岱線	・酸ヶ湯登山口（湯坂）・城ヶ倉分岐（酸ヶ湯湯坂方向）

②規制を行う路線（大沼）

整理番号	路線番号	路線名	規制位置
①	国道103号	-	国道394号との交差部～谷地ゲート

規制を行う路線（地獄沼）

整理番号	路線番号	路線名	規制位置
①	国道103号	-	国道394号との交差部～谷地ゲート

エ 登山者等の避難誘導

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行う。
また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、駒らん情報めーる等を利用し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。
警察、消防は、火山活動の状況を勘案しながら、登山道周辺の規制範囲内に逃げ遅れたものがいなか確認する。

オ 避難促進施設等による避難誘導

噴火警戒レベル2の該当なし

(4) 噴火警戒レベル3の場合<大岳火口>

<p>【火山活動の状況】居住地域の近くまで（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</p> <p>●大岳火口から概ね5km以内で重大な影響を及ぼす噴火の可能性（噴火シナリオ中規模噴火）</p> <p>【警戒範囲】大きな噴石：火口から概ね3km以内の範囲 溶岩流：火口から概ね2km以内の範囲 火碎流・火碎サージ：火口から概ね5km以内の範囲 融雪型火山泥流：火口から概ね6km以内の河川流域（堤川、駒込川、葛川、奥入瀬川、潤沢）</p>			
予報警報	警戒範囲	キーワード	
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	大岳火口から概ね6km以内の範囲及び6km以内の河川流域（堤川、駒込川、葛川、奥入瀬川、潤沢）	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	<p>防災対応 ⇒ 警戒範囲への避難指示を発令 警戒範囲周辺の特定地域に高齢者等避難を発令（中規模噴火）</p> <p>【情報収集】 <青森県> ・気象台より火山活動の状況等を収集 ・登山者等の情報収集のための窓口を設置 ・登山者等の名簿を作成 <青森市> ・火口周辺施設から登山者等の情報を収集 <十和田市> ・火口周辺施設から登山者等の情報を収集</p> <p>【情報伝達】 <青森県> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況を協議会関係者等に周知 <青森市> ・警戒範囲内施設への火山情報、避難指示（緊急）の発令の周知、避難誘導依頼 ・警戒範囲周辺施設への情報提供 <十和田市> ・警戒範囲内施設への火山情報、避難指示の発令の周知、避難誘導依頼 ・警戒範囲周辺施設への情報提供</p> <p>【避難対象地域】 避難指示を発令</p> <p>【施設の閉鎖】 避難終了後すべての施設を閉鎖</p> <p>【登山道規制】 ①～⑧の登山道を規制</p> <p>【道路規制】 全ての道路を一部通行規制</p> <p>【登山者・観光客の避難誘導】 ・防災ヘリ（青森県） ・緊急速報メール（青森市、十和田市） ・防災行政無線（青森市、十和田市） ・スピーカー等の放送設備（観光施設等） ・谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置</p>

ア 市の体制

噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、市は、下記表の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、登山道や道路の規制を実施するとともに、避難促進施設等と連携し登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

市は、あらかじめ定められている警戒範囲（大岳火口から5kmまたは6km圏内）に基づき、協議会での火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議する。

積雪期においては、今後、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域や避難経路、指定避難所等の確認、避難誘導体制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

●噴火警戒レベル3発表時の市の体制

十和田市	情報連絡体制（状況により災害警戒対策本部又は災害対策本部を設置）
------	----------------------------------

イ 情報収集・伝達

市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、駒らん情報めーる、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、市民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路規制、警戒範囲内の規制の実施について周知する。また、警戒範囲内の施設へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。

そのほか、必要に応じて、市民、登山者等への合同説明会を開催する。警戒範囲内に位置する観光施設等は、市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路の規制、警戒範囲内の規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、市に報告する。

市民、登山者等への周知については、市が以下の内容を周知する。

<市民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。

本日午前（午後）○時○分に八甲田山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。

大岳火口から6km圏内に立入規制を行います。

八甲田山周辺にいる方は、ただちに規制範囲外への避難をお願いします。

また、猿倉温泉、谷地温泉に避難指示を発令します。

西コミュニティセンターへ避難してください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）○時○分に八甲田山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。

大岳火口から6km圏内に立入規制を行います。

八甲田山周辺にいる方は、ただちに規制範囲外への避難をお願いします。

また、猿倉温泉、谷地温泉に避難指示を発令します。

西コミュニティセンターへ避難してください。

市内にいる方は、八甲田山周辺には近づかないようにしてください。

ウ 登山道規制及び道路規制

県等は、登山道及び道路に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。

整理番号	路線番号	路線名	規制区間または規制箇所
1	国道103号	-	国道394号との交差部～谷地ゲート
2	-	十和田市道猿倉線	国道103号との交差部
3	-	十和田市道谷地線	国道103号との交差部

エ 登山者等の避難誘導

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行う。

また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、駒らん情報めーる等を利用し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

警察、消防は、火山活動の状況を勘案しながら、登山道周辺の規制範囲内に逃げ遅れたものがいないか確認する。

オ 要配慮者の避難準備

市は、積雪期において、今後の噴火警戒レベルが上がった場合に備え、要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるとともに、要配慮者等が自主避難することを想定し、指定避難所等の開設準備を行う。

カ 避難促進施設による避難誘導

警戒範囲内の避難促進施設等は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、緊急退避の措置をとる。また、市と協議・連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

市は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し規制範囲外への避難誘導にあたる。また、要配慮者が利用する避難促進施設から、避難先の確保について依頼があった場合、必要に応じて県と連携し受入先の確保・調整を行う。

●噴火警戒レベル3の警戒範囲内に位置する施設

施設名	施設種別	連絡先	備考
猿倉温泉	その他の集客施設	080-5227-1296	冬季閉鎖
谷地温泉	その他の集客施設	0176-74-1181	

(5) 噴火警戒レベル4の場合

予報警報	警戒範囲	キーワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒ 火口から概ね6km以内の警戒範囲へ避難指示を発令 河川流域の警戒範囲へ高齢者等避難を発令
噴火警報 (居住地域)	大岳火口から概ね6km以内の範囲及び堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川の河川流域 (居住地域含む)	避難準備	<p>【対象地域】</p> <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・松原1丁目 ・松原2丁目 ・松原3丁目 ・奥野2丁目 ・奥野3丁目 ・花園1丁目 ・花園2丁目 ・松森1丁目 ・松森2丁目 ・松森3丁目 ・佃1丁目 ・佃2丁目 ・中佃1丁目 ・中佃2丁目 ・南佃1丁目 ・桜川1丁目 ・桜川2丁目 ・桜川3丁目 ・桜川4丁目 ・桜川5丁目 ・桜川6丁目 ・桜川7丁目 ・桜川8丁目 ・桜川9丁目 ・筒井3丁目 ・筒井4丁目 ・筒井字桜川 ・古館1丁目 ・駒込字見吉 ・幸畑字唐崎 ・幸畑字谷脇 ・幸畑字阿部野 ・田茂木野字田茂木沢 ・駒込字桐ノ沢 ・駒込字深沢 ・問屋町1丁目 ・第2問屋町1丁目 ・第2問屋町4丁目 ・妙見1丁目 ・卸町 ・八ツ役字芦谷 ・牛館字松枝 ・上野字有原 ・上野字山辺 ・荒川字筒井 ・荒川字寒水沢 ・金浜字船岡 ・金浜字伊吹 ・高田字日野 ・高田字川瀬 ・大別内字西田 ・野沢字沢部 ・野沢字横手 ・野沢字稻荷沢 ・野沢字川部 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼山地区 ・奥入瀬渓流温泉地区 ・湧沢地区 ・片貝沢地区 ・百目木地区 ・両泉寺地区 ・法量地区 ・川口地区 ・朽久保地区 ・大畑野地区 ・立石地区 ・冷水道交地区 ・中川原地区 ・新川原地区 ・下川目地区 ・小沢口地区 ・鳶温泉地区 <p>【道路】</p> <p><国></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道4号 ・国道7号 青森環状バイパス <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道103号 ・国道394号 ・県道青森田代十和田線 ・県道後平青森線 ・県道酸ヶ湯高田線 ・県道青森環状野内線 ・県道青森浪岡線 <p><青森市>市道野木酸ヶ湯線、その他市道</p> <p><十和田市>市道猿倉線、市道谷地線、その他市道</p>	<p>※ 火口から概ね6km以内の警戒範囲に関する対応については、噴火警戒レベル3の表を参照</p> <p>【情報収集】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動状況情報収集 ・市民等の避難状況の情報収集 ・県内の被害状況確認 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認 <p>【情報伝達】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動状況を協議会関係者に周知 ・警察、消防に避難誘導等の協力依頼 ・災害関連情報を市民に広報 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域へ高齢者等避難発令 ・火山活動状況を市民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域へ高齢者等避難発令 ・火山活動状況を市民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供 <p>【道路規制】</p> <p>規制路線を協議し、必要に応じて通行規制を実施</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者への避難誘導（集客施設、宿泊施設、要配慮者利用施設等） ・市民等の戸別訪問による避難誘導（警察、消防、青森市、十和田市） ・緊急速報メール（青森市、十和田市） ・防災行政無線（青森市、十和田市） ・広報車（青森市、十和田市） ・谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置

ア 市の体制

噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、市は、下記表の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、火山活動の状況に応じて、協議会における協議や関係機関からの助言を踏まえ、避難指示等を発令する地域を決定し、避難対象地域に高齢者等避難を発令するとともに、要配慮者の避難を呼びかけ、関係機関と連動し避難誘導にあたる。

市は、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化するとともに、協議会における協議を踏まえ、各々防災対応にあたる。

また、今後、噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域や避難経路、指定避難所等の確認、避難誘導体制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

●噴火警戒レベル4発表時の市の体制

十和田市	災害警戒対策本部（状況により災害対策本部を設置）
------	--------------------------

イ 情報収集・伝達

市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警戒報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、市民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警戒報や高齢者等避難の発令について周知する。市民等に高齢者等避難の情報を確実に伝えるために、

ホームページ、防災行政無線、広報車、駆らん情報めーる、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、情報伝達を行う。また、必要に応じて、市民、警戒範囲内に位置する施設等に対する合同説明会を開催する。

警戒範囲内に位置する施設は、市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や高齢者等避難の発令について連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め、市に報告する。

市民等への周知については、市から以下の内容を周知する。

<市民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）○時○分に八甲田山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
○○地区に高齢者等避難を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに指定の避難所へ避難を開始してください。
その他の住民の方は、今後、融雪型火山泥流が発生するおそれがありますので、町内会等で呼びかけを行なながら避難の準備を始めてください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）○時○分に八甲田山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
○○地区に高齢者等避難を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに指定の避難所へ避難を開始してください。
その他の住民の方は、今後、融雪型火山泥流が発生するおそれがありますので、町内会等で呼びかけを行なながら避難の準備を始めてください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

ウ 指定避難所の開設等

市は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる指定避難所等の開設を行う。さらに今後の避難指示等の発令も想定し、指定避難所等の開設準備を行う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

避難生活の長期化などによる指定避難所の確保及び物資の供給等に関して、不足等が予想される場合は県等に支援を要請する。

●噴火警戒レベル4にて先行して開設する避難所は下記のとおり。

指定避難所	住所	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
第一中学校	十和田市大字奥瀬字生内32-6	0176-72-2164	1,116	558
法奥小学校	十和田市大字奥瀬字下川目102-2	0176-72-2002	929	465
西コミュニティセンター	十和田市大字奥瀬字中平70-3	0176-72-2311	462	231
旧包括支援センター	十和田市大字奥瀬字中平61-1	0176-51-6790	187	94
沢田悠学館	十和田市大字沢田字下洗21-1	0176-73-2012	765	382
計 5か所			3,459	1,730

エ 要配慮者の避難誘導・市民等の避難準備

市は、高齢者等避難を発令し、この段階で要配慮者の避難誘導を優先して行う。また、警察、消防等と協力し避難誘導を行い、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画により、安否確認や避難完了の確認等を行う。市民等には、防災行政無線や緊急速報メールの配信等を行い、避難準備を行うよう呼びかける。

警察、消防は、市からの要請を受け、要配慮者の避難誘導を行う。また、避難行動要支援者の避難誘導に際して、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、施設職員や他の避難支援者等の関係者とも協力してあたる。

オ 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援

市は、避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。また、必要に応じて、バスやタクシー等の交通手段を確保し、観光客等の輸送を行う。

カ 避難促進施設による避難誘導

要配慮者が利用する避難促進施設は、市の高齢者等避難の発令に従い、避難誘導を実施する。

市は、要配慮者が利用する避難促進施設から依頼があった場合、受入先の確保・調整、要配慮者の搬送手段の手配などを行う。不足等がある場合は、県に支援を要請する。

キ 通行規制等

噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、協議会や合同会議において道路の通行規制の実施について協議を行う。規制が想定される路線は、下記表のとおりであるが、規制する路線や区間については、火山活動の状況等に応じて変更する。

路線番号	路線名	備考
その他十和田市道	-	融雪型火山泥流の影響範囲内市道

(6) 噴火警戒レベル5の場合

<p>【火山活動の状況】居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</p> <p>【警戒範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大きな噴石:大岳火口から概ね3 km以内の範囲 ●溶岩流:大岳火口から概ね3 km以内の範囲 火碎流・火碎サージ:大岳火口から概ね6 km以内の範囲 ●融雪型火山泥流: (堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川、渕沢の河川流域) (居住地域を含む) 				
予報警報	警戒範囲	キーワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	
噴火警報 (居住地域)	大岳火口から概ね6 km以内の範囲及び堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川の河川流域 (居住地域)	避難	<p>【対象地域】 (融雪型火山泥流)</p> <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・松原1丁目 ・松原2丁目 ・松原3丁目 ・奥野2丁目 ・奥野3丁目 ・花園1丁目 ・花園2丁目 ・松森1丁目 ・松森2丁目 ・松森3丁目 ・佃1丁目 ・佃2丁目 ・中佃1丁目 ・中佃2丁目 ・南佃1丁目 ・桜川1丁目 ・桜川2丁目 ・桜川3丁目 ・桜川4丁目 ・桜川5丁目 ・桜川6丁目 ・桜川7丁目 ・桜川8丁目 ・桜川9丁目 ・筒井3丁目 ・筒井4丁目 ・筒井字桜川 ・古館1丁目 ・駒込字見吉 ・幸畑字唐崎 ・幸畑字谷脇 ・幸畑字阿部野 ・田茂木野字田茂木沢 ・駒込字桐ノ沢 ・駒込字深沢 ・問屋町1丁目 ・第2問屋町1丁目 ・第2問屋町4丁目 ・妙見1丁目 ・御町 ・八ツ役字芦谷 ・牛館字松枝 ・上野字有原 ・上野字山辺 ・荒川字筒井 ・荒川字寒水沢 ・金浜字船岡 ・金浜字伊吹 ・高田字日野 ・高田字川瀬 ・大別内字西田 ・野沢字沢部 ・野沢字横手 ・野沢字稻荷沢 ・野沢字川部 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼山地区 ・奥入瀬溪流温泉地区 ・渕沢地区 ・片貝沢地区 ・百目木地区 ・両泉寺地区 ・法量地区 ・川口地区 ・朽久保地区 ・大畑野地区 ・立石地区 ・冷水道交地区 ・中川原地区 ・新川原地区 ・下川目地区 ・小沢口地区 ・蔦温泉地区 <p>【道路】</p> <p><国>国道4号、国道7号青森環状バイパス</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道103号 ・国道394号 ・県道青森田代十和田線 ・県道後平青森線 ・県道酸ヶ湯高田線 ・県道青森環状野内線 ・県道青森浪岡線 <p><青森市>市道野木酸ヶ湯線、その他市道</p> <p><十和田市>市道猿倉線、市道谷地線、その他市道</p>	<p>防災対応 ⇒ 警戒範囲へ避難指示を発令</p> <p>【情報収集】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動状況情報収集 ・市民等の避難状況の情報収集 ・県内の被害状況確認 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認 <p>【情報伝達】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動状況を協議会関係者に周知 ・警察、消防に避難誘導等の協力依頼 ・災害関連情報を市民に広報 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域へ避難指示発令 ・火山活動状況を市民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域へ避難指示発令 ・火山活動状況を市民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供 <p>【道路規制】</p> <p>規制路線を協議し、必要に応じて通行規制を実施</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者への避難誘導（集客施設、宿泊施設、要配慮者利用施設等） ・市民等の戸別訪問による避難誘導（警察、消防、青森市、十和田市） ・緊急速報メール（青森市、十和田市） ・防災行政無線（青森市、十和田市） ・広報車（青森市、十和田市） ・谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置

ア 市の体制

噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、市は、下記表の体制をとり、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化する。また、避難対象地域に避難指示を発令するとともに、関係機関と連動し避難誘導にあたる。なお、火山の活動状況に応じて、協議会での協議や助言を踏まえ、避難対象地域を決定する。

市は、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化するとともに、あらかじめ定められた防災体制をとる。また、本計画の想定を越える噴火が発生した場合や影響範囲の拡大に備え、避難対象地域の拡大や広域避難などについて検討する。

●噴火警戒レベル5発表時の各自治体の体制

十和田市	災害対策本部
------	--------

イ 情報収集・伝達

市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベル5の引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に伝達し、情報共有を図る。また、避難対象地域へ直ちに避難指示を発令するとともに、その他の市民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報等について周知する。市民等に避難指示の発令等の情報を確実に伝えるために、ホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、駒らん情報めーる、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、情報伝達を行う。

警戒範囲内に位置する施設は、市から噴火警戒レベル5の引上げに関する噴火警報や避難指示の連

絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め、市に報告する。

市民等への周知については、市として以下の内容を周知する。

<市民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）○時○分に八甲田山で大規模な噴火が発生し、噴火警戒レベルが5に引き上げられました。○○地区に避難指示を発令します。
避難対象地区の住民の方は、直ちに指定の避難所へ、避難してください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）○時○分に八甲田山で大規模な噴火が発生し、噴火警戒レベルが5に引き上げられました。○○地区に避難指示を発令します。
避難対象地区の住民の方は、直ちに指定の避難所へ、避難してください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

ウ 通行規制等

噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合、市は、協議会や合同会議において道路の通行規制の実施について協議を行う。規制が想定される路線については、噴火警戒レベル4「通行規制等」の項目を参照。

エ 指定避難所の開設等

市は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる指定避難所等の開設を行う。さらに今後の避難指示等の発令も想定し、避難所等の開設準備を行う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

避難生活の長期化などによる指定避難所の確保及び物資の供給等に関して、不足等が予想される場合は県等に支援を要請する。

【資料】 3-10-1 避難場所一覧

オ 市民等の避難誘導

市は、避難対象地域に対して避難指示を発令するとともに、市民等の避難誘導を行い、必要に応じて、避難者の輸送手段を手配する。県は必要に応じ、輸送手段の確保の支援を行う。

警察、消防等は、市と協力して市民等の避難誘導にあたる。

市長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

カ 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示が発令されたことを周知する。また、市の支援のもと、避難所等まで避難誘導を行う。

市は、避難促進施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。不足等がある場合は、県に支援を要請する。

9 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

(突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）)

(1) 市の体制

市は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、下記表の体制をとり、市民等への避難指示、情報提供及び避難誘導等を行う。また、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

●突発的に噴火した場合の体制

十和田市	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
------	------------------------------------

(2) 情報収集・伝達

市は、火山の噴火情報、緊急退避の実施に関する情報等をホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、駒らん情報めーる、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、速やかに市民、登山者等に周知する。また、火口近くに位置する施設へ噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。その後、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示等の発令の情報等を伝達する。そのほか、噴火の規模や火山活動、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、市民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

火口近くに位置する施設は、市から噴火情報や緊急退避の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、市に連絡する。また、警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、市等関係機関と情報を共有するとともに、合同会議の開催や救助活動に備える。

市民等への周知については、市として以下の内容を周知する。

<市民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
先ほど、八甲田山で噴火が発生しました。
八甲田山周辺の登山者、観光客等の方は、至急、近くの建物などに避難してください。
その他、住民の方は、八甲田山周辺には近づかないようにしてください。
詳しい情報については、統報をお待ちください。

<緊急時におけるメールの内容>

先ほど、八甲田山で噴火が発生しました。
 八甲田山周辺の登山者、観光客等の方は、至急、近くの建物などに避難してください。
 その他、住民の方は、八甲田山周辺には近づかないようにしてください。
 詳しい情報については、続報をお待ちください。

- (3) 登山道規制及び道路規制等
登山道規制及び道路規制の実施については、噴火警戒レベル2又は3の対応を参照。また、谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置する。(商工観光課)
- (4) 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導
市は、火口近くに位置する施設の職員等と連携し、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のために、バスやタクシー等の交通手段の確保に努める。また、移動手段及び交通手段の確保等が不足する場合は、県及び協議会の構成機関に支援を依頼する。
警察、消防、自衛隊は、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、立入制限等を行い、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。
観光関係団体・観光関係事業者など火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。
- (5) 指定避難所の開設等
緊急退避を行った登山者や観光客等への退避場所として以下の指定避難所を開設する。

指定避難所	住所	連絡先	面積(m ²)	収容人数
西コミュニティセンター	十和田市大字奥瀬字中平70-3	0176-72-2311	462	231

- (6) 避難促進施設による避難誘導
避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るために、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。緊急退避後、必要に応じて、さらにより安全な避難所等への誘導を行う。火山活動の状況等に応じて、市との協議により、市と連携し避難所等までの避難誘導にあたる。また、警戒範囲に位置する避難促進施設は、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を市に報告する。
市は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、施設と連携して避難誘導にあたる。

10 緊急フェーズ後の対応

- (1) 土砂災害への対応
市及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集し、情報共有を図るとともに、予め必要な体制を構築する。また、国(国土交通省)は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査(概況調査、降灰量調査等)を実施し、土砂災害緊急情報を市に通知する。
市長は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて県等に助言を求めながら、立入規制実施や避難指示等の発令を行う。
- (2) 避難の長期化に備えた対策
市は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決する。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。県は、火山活動の状況や防災対応の状況など、市と協力し情報を正確に避難者に伝達する。また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保する。
- (3) 風評被害対策
協議会の構成機関は、協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。
市は、噴火活動の沈静後、協議会等の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光PR活動を行うなど、地域のダメージを軽減するよう努める。
- (4) 避難指示等の解除、一時立入等の対応
 - ア 避難指示等の解除について
市は、避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示等解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難指示等を解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して市民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、市民等を対象とした説明会等を開催する。
県、市、警察等は、避難指示等の解除に先立ち、避難指示等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。
 - イ 規制範囲の縮小又は解除
市は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用し市民等に周知する。
気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、迅速で適切な助言するには、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、市はその活動を支援する。
警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

ウ 一時立入について

市は、火山活動が小康状態になった場合、対象範囲を決めて一時立入を実施する。一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する市民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、市が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

11 学校、社会福祉施設等における避難対策

風水害等災害対策編第4章第8節7「学校、社会福祉施設等における避難対策」参照

12 孤立地区対策

風水害等災害対策編第4章第8節9「孤立地区対策」参照

13 帰宅困難者対策

風水害等災害対策編第4章第8節10「帰宅困難者対策」参照

14 広域避難者対策

風水害等災害対策編第4章第8節11「広域避難者対策」参照

15 訪日外国人旅行者対策

風水害等災害対策編第4章第8節12「訪日外国人旅行者対策」参照

16 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第8節13「応援協力関係」参照

17 その他

風水害等災害対策編第4章第8節14「その他」参照

第9節 消防

風水害等災害対策編第4章第9節参照

第10節 救出

火山災害の現場において、逃げ遅れた者や行方不明者の捜索・救助活動を実施するため、救助体制を構築し、応急処置を講じるものとする。

以下、風水害等災害対策編第4章第11節参照

第11節 食料供給

風水害等災害対策編第4章第12節参照

第12節 給水

風水害等災害対策編第4章第13節参照

第13節 応急住宅供給

風水害等災害対策編第4章第14節参照

第14節 遺体の搜索、処理、埋火葬

風水害等災害対策編第4章第15節参照

第15節 障害物除去

風水害等災害対策編第4章第16節参照

第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

風水害等災害対策編第4章第17節参照

第17節 医療、助産及び保健

風水害等災害対策編第4章第18節参照

第18節 被災動物対策

風水害等災害対策編第4章第19節参照

第19節 輸送対策

風水害等災害対策編第4章第20節参照

第20節 労務供給

風水害等災害対策編第4章第21節参照

第21節 防災ボランティア受入・支援対策

風水害等災害対策編第4章第22節参照

第22節 防疫

風水害等災害対策編第4章第23節参照

第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

風水害等災害対策編第4章第24節参照

第24節 金融機関対策

風水害等災害対策編第4章第25節参照

第25節 文教対策

風水害等災害対策編第4章第26節参照

第26節 警備対策

風水害等災害対策編第4章第27節参照

第27節 交通対策

風水害等災害対策編第4章第28節参照

第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等災害対策編第4章第29節参照

第29節 石油燃料供給対策

風水害等災害対策編第4章第30節参照

第5章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講じるべき措置は、次のとおりである。

第1節 公共施設災害復旧

風水害等災害対策編第6章第1節参照

第2節 民生安定のための金融対策

風水害等災害対策編第6章第2節参照

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

風水害等災害対策編第6章第3節参照

第6章 継続災害への対応方針

火山噴火等が長期化する場合、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成するとともに、以下の措置を講じる。

第1節 避難及び安全確保対策

火山噴火等が長期化した場合、火山灰の堆積による土砂災害、避難の長期化等への対応が必要となる。国、県、防災関係機関等と連携し、火山活動の観測・監視体制を強化し、情報伝達体制を整備することで、警戒避難体制を構築し、市民の安全を確保する。

1 土砂災害への対応

- (1) 市及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集して情報共有を図るとともに、予め必要な体制を構築する。また、国（国土交通省）は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、土砂災害緊急情報を市に通知する。
- (2) 県または必要に応じて有識者等から、立入規制の実施や避難指示等の発令について学術的助言を受ける。
- (3) 市は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて県に助言を求めながら、立入規制実施や避難指示等の発令を行う。

2 避難の長期化に備えた対策

- (1) 市は、県と連携して火山活動の状況や防災対応の状況を正確に避難者に伝達する。また、また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保する。
- (2) 市は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシー・衛生面の確保など運営上の課題を早期解決する。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。
旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。

3 安全確保のための防災事業

- (1) 市は、国（国土交通省等）及び県と連携して、火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、市民等の一時的避難施設の建設に努めるものとする。
- (2) 市は、県と連携して、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるものとする。
- (3) 市は、国（内閣府、国土交通省）及び県と連携して、復興計画に基づき、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応

火山活動は小康状態となった後も再び活発化する恐れがあり、二次災害の危険があることから、避難指示等の解除にあたっては慎重を期するとともに、市民の生活再建に資するよう、火山活動の状況に留意し、警戒区域への一時立入等を行う。

1 避難指示等の解除について

- (1) 市は、避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、火山防災協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示等解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難指示等を解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して市民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、市民等を対象とした説明会等を開催する。
- (2) 県は、市と避難指示等の解除に向けて協議・調整を行う。また、市が行う避難指示等の解除についての市民等への周知活動を支援する。
- (3) 市は、気象庁、火山専門家、地方整備局等から、火山の活動状況等により避難指示等の解除について助言を受ける。
- (4) 県、市、警察等は、避難指示等の解除に先立ち、避難指示等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

2 規制範囲の縮小又は解除

- (1) 市は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用し市民等に周知する。
- (2) 県は、市が行う規制範囲の縮小又は解除について協議・調整を行うとともに、市民等への周知活動を支援する。
- (3) 気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、県及び市に助言を行う。なお、迅速で適切な規制範囲の縮小について助言するには、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、県及び市はその活動を支援する。
- (4) 警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

3 一時立入

- (1) 市は、火山活動が小康状態になった場合、対象範囲を決めて一時立入を実施する。一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。
- (2) 県は、市の一時立入の実施に向けて協議・調整を行う。
- (3) 気象庁、火山専門家等は、火山活動の状況等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について、県及び市に助言を行う。また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、火山専門家等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。
- (4) 警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、市が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

第3節 被災者の生活支援対策

市は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るために措置を実施するものとする。また、風評被害への対処を行う。

1 生活支援対策

第5章第3節「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」に準じる。

2 風評被害対策

火山防災協議会の構成機関は、協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。県及び市は噴火活動の沈静後、協議会等の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光PR活動を行うなど、地域の風評被害を軽減するよう努める。



十和田市地域防災計画

一火山災害対策編一

令和2年 2月 27日 作成
令和4年 1月 26日 修正

編集発行

事務局
〒034-8615

十和田市防災会議

十和田市総務部総務課
十和田市西十二番町6番1号
電話 代表 0176-23-5111 (内線124~6)
直通 0176-51-6703